


「司法改革」への胎動
1988年頃から



JR有楽町でタクシーに乗っても
運転手が知らない最高裁。国立劇場の隣、**と**言うべし！！



「奇岩城」、「奇巖城」とも称され、ドイツの城塞がモデルとも言われる。

'88 4 11

日本の司法の頂点は？

最高裁判所と最高裁事務総局

最高裁判所**長官**
最高裁判所判事
最高裁判所裁判官会議
最高裁判所**長官代行**
裁判所裁判所**長官代理**
裁判所裁判所**長官代理者**

最高裁判所事務総局 事務総長
最高裁判所事務総局

矢口洪一・元最高裁長官は、
誰が最高裁か、という質問に、
当時の「事務総長名」を挙げ
たという記録がある



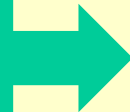
最高裁判所 判事室 園部逸夫・長官代行（1996年）





日本評論社 1990年・刊行

フランクフルト地方裁判所の外壁にある「人間の尊厳は不可侵である」



フランス・ベルギーに近いトリアーにある
ドイツ裁判官アカデミーにあるオリジナル





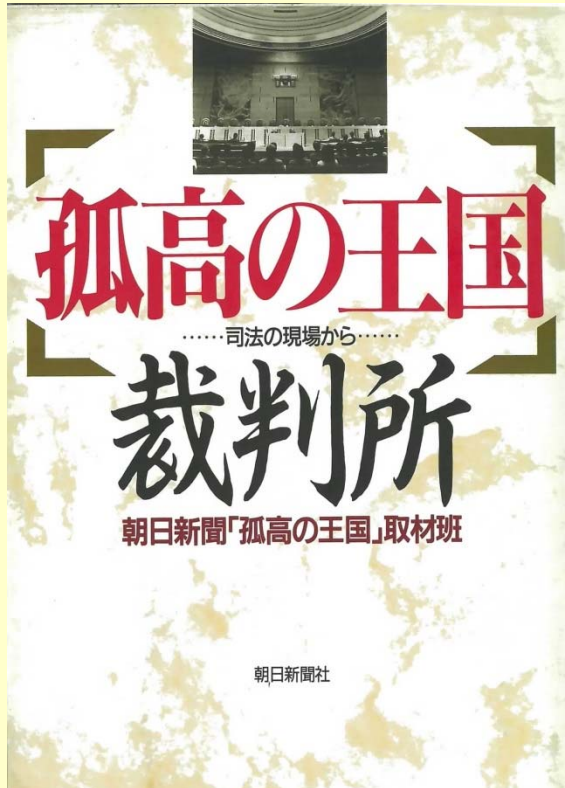
刑事訴訟

最高裁ウェブサイト
より

裁判員裁判の模擬
写真は、ウェブサイト
には非掲載に見える

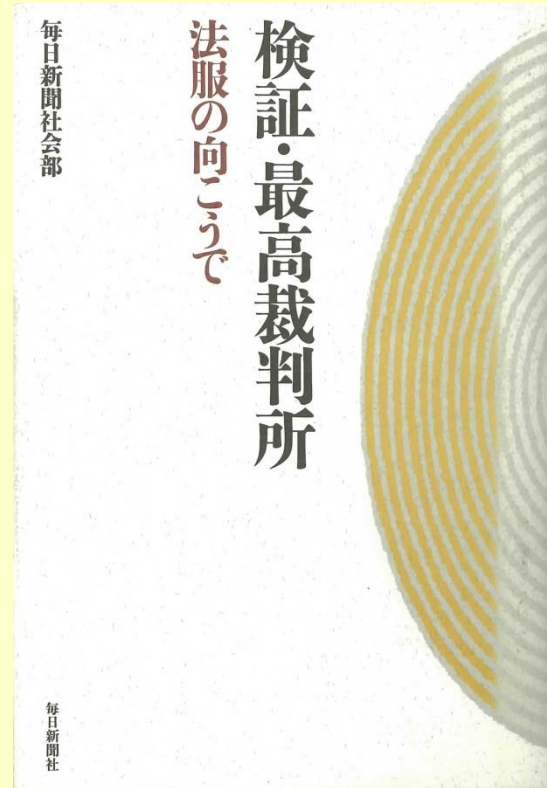


民事訴訟



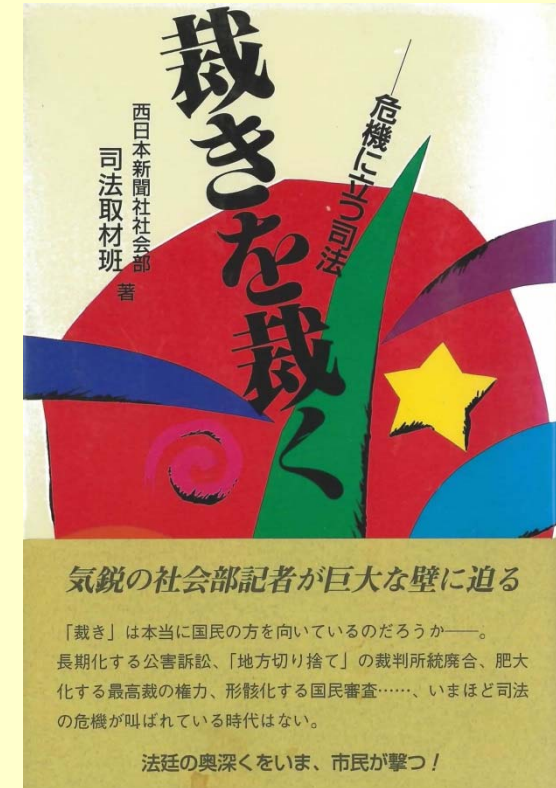
1991年6月刊行

朝日新聞社



1991年12月刊行

毎日新聞社



1992年1月刊行

西日本新聞社



園部逸夫・最高
裁判事訪問

外国の憲法裁判
所判事が、日本
の裁判所職員の
労働組合訪問



謎の外周(?)
の廊下(?)経
由で、全司法
労働組合の書
記局へ



キューリンク判事夫妻 1991年10月31日～11月10日まで日本滞在
東京(最高裁訪問・大シンポジウム・法律時報対談ほか) → 札幌(札幌高裁・
北大・弁護士会シンポジウム) → 大阪(裁判官との討論会) → 福岡(福弁
講演会) → 東京



1996年5月22日
北海道大学
ファカルティハウス
エンレイソウ(延齡草)

園部逸夫(当時・最高裁長官代行)、今村成和・元北大総長、厚谷襄兒教授(元・公正取引委員会事務局長)ほか

この企画を実現するための最高裁事務総局・札幌高裁との滑稽なやりとりについて



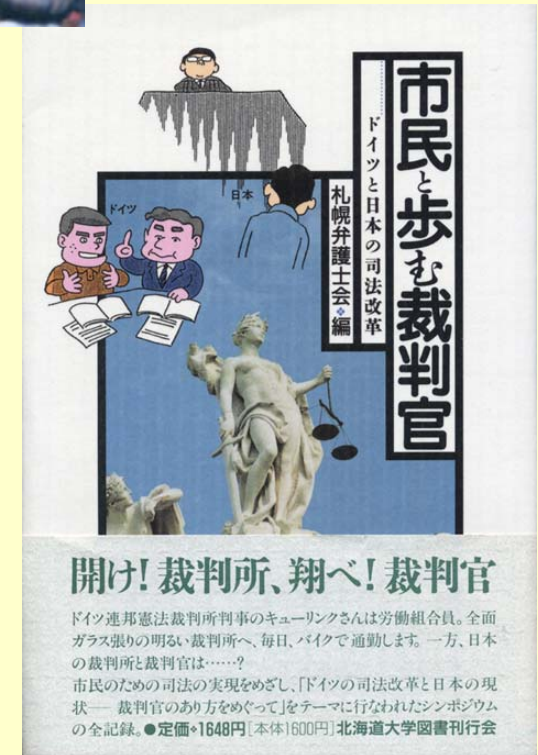
札幌高裁長官訪問後、
北大法学部で特別講義



ドイツ連邦憲法裁判所
キューリンク判事
「日本の司法は小さい」
(1991年発言)

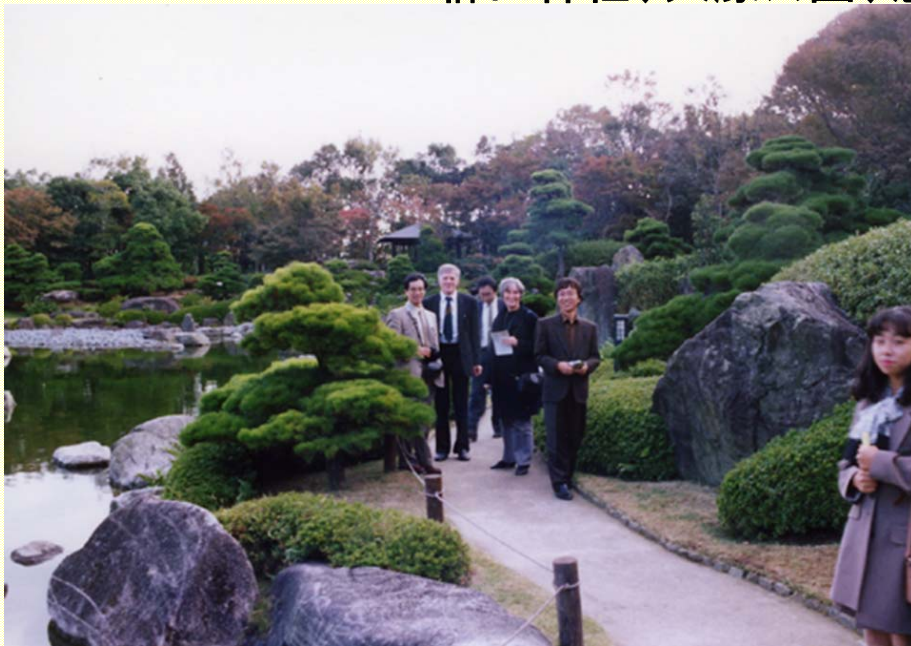
「小さな司法」

札幌弁護士会と北大法学部の共同作業





キューリンク判事講演会
福岡県弁護士会 主催
櫛田神社、大濠公園、懇親会(1991年11月日)

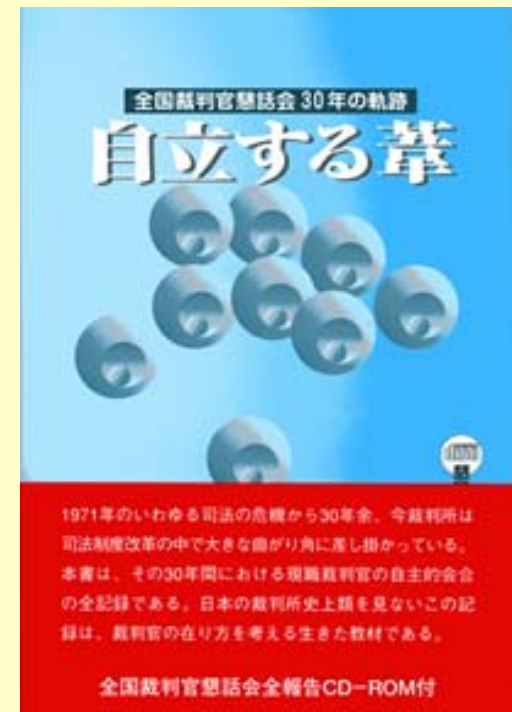


日本の裁判官の団体・組織

青法協(裁判官部会)
日本裁判官懇話会
日本裁判官ネットワーク

青法協(青年法律家協会)裁判官部会 → 裁判官
懇話会 → 日本裁判官ネットワーク

判例時報社
2005年





問題意識をもつ裁判官は、
日本の財界4団体の一つ、
日本経済同友会と交流を
持ち始める

第2回・司法改革を考える裁判官の集い
(大阪YMCA会館)
日本経済同友会と共催

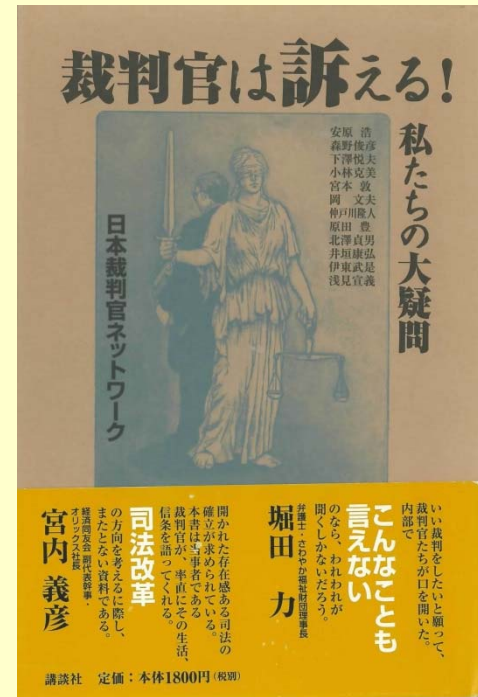




足下しか写せない時代： 1998年9月5日
大阪府内



1998年9月 今なら、一応、公開してもいいだろう



1999年9月



- ・ [トップ](#)
- ・ [オピニオン](#)
- ・ [コメンタリィ](#)
- ・ [コーヒーブレイク](#)
- ・ [刑事裁判について](#)
- ・ [皆様からのメール](#)
- ・ [裁判官の声](#)
- ・ [法曹 & 市民の声](#)
- ・ [Su. & Fa. からの声](#)
- ・ [ご意見・ご感想](#)
- ・ [会員等の登録方法](#)

● ドイツからの祝辞

日本裁判官ネットワークの設立に際し、ドイツの裁判官団体から、祝辞が届いています。その内容を紹介します。
ドイツの裁判官団体は、北海道大学の木佐茂男教授に紹介していただきました。

木佐茂男教授へ

日本の裁判官団体の設立が目前に差し迫ったとのあなたの情報に、私どもは大きな関心、大きなわがことの問題として接しました。ドイツ裁判官連盟の90年間の経験から、私たちは日本において裁判官の独立した職業組織が設立されることを、心から歓迎するとともに、以後長く支援したいと思います。

ドイツ裁判官連盟は、あなたもご存知のように、ドイツ国内の同僚たちの職業的、経済的、社会的な利害のみを代表するのみではありません。それ以上に、裁判官の独立性の保護並びに確立、立法、司法及び法学の推進にも努めています。開かれた多元主義的社会において、裁判官の種々の事柄への十分な理解や公益への配慮を義務づけられた独立性のある職業組織の存在が不可欠であることは、日々証明されているところです。団体を通じて、同僚たちは、政府、議会、そして世論においても耳目をひくのです。職業団体は、彼ら裁判官の諸利益をまとめ、主張し、それを実現するのを援助します。

ドイツ裁判官連盟は、ドイツにおいて何十年という歳月をかけて名声ある組織に成長しました。その発言は、政治や世論において重要な意味を持ちます。

私は、日本の同僚たちがその意図を貫くにあたって、力と根気を願い、また、反動があっても落胆することなく、目的を忘れることなくその道を進むことを願い、そして、彼らに幸運と成功を願っています。

ドイツ裁判官連盟は、日本の同僚の皆さんが望まれるのであれば、いつでも助言と実行をもって援助する用意があります。

敬具

ライナー・フォス (ドイツ裁判官連盟 議長)

木佐茂男教授へ

拝啓

私は、9月18日の設立に際し、公務務・運輸・交通労働組合に加入している裁判官、検察官と、日本の裁判官仲間の団体結成の開始に連帯の意思を表明するという、あなたの提案を喜んで受け取りました。我々は、日本の裁判官(仲間)に、ネットワーク設立万歳(すべてよきことがありますように)とお祝い申し上げます。

設立された団体がすみやかに大きくなることを、日本の裁判所において裁判官の独立と司法行政構造の公開をさらに改善せんとする、あなたたちの目的を、我慢強く追求され、それが豊かな成果を得られんことを・・・。

我々は、遠くからでもこれからの事態を注目して付き添っていきますし、あなた方が必要とあればいつでも、あらゆる視点で我々の連帯としての保護を提供するつもりです。

設立にとってすべてよきことがなされますように、日本社会がまさにそれにふさわしい公開性をもつように、祈っています。

敬具

公務務・運輸・交通労働組合 議長
クラウス・トメス (裁判官・検察官部会)

「司法改革」論議の本格化、いろいろな国民的運動も
市民による「裁判所ウォッチング」を、日本司法書士会や、
日弁連も支援

国際的な圧力、財界からの改革要請も

〔1990年代後半〕

「司法改革」つづし と 「司法制度改革」

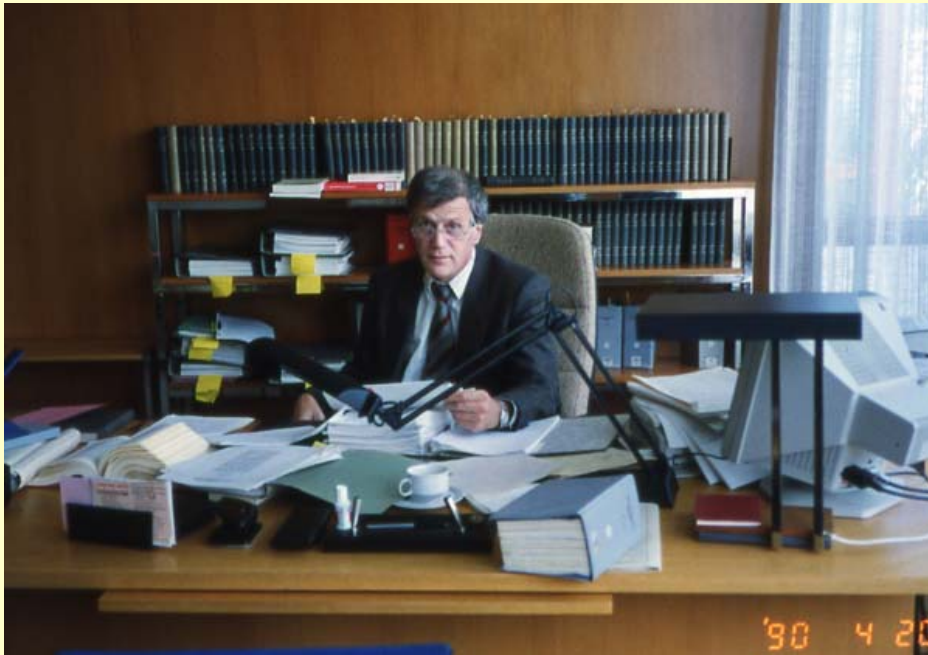
原著

「開かれた親切的な裁判所と行動する裁判官」
(判例時報 1988年4月～1989年1月)

著書

『人間の尊厳と司法権—西ドイツ司法改革に学ぶ』(日本評論社、1990年)の影響

記録映画『日独裁判官物語』の撮影と影響(青銅プロダクション)(1999年3月公開)



ドイツ労働総同盟に加盟する
行動的な労働組合運動をして
いるキューリンク連邦行政裁判
所判事が、ドイツ連邦憲法裁判
所判事になった





1997年の正月、木佐の本をネタにヨーロッパの裁判官と司法改革を映画にしよう、と言ってきた弁護士がいた。高橋利明氏(左)である

監督を務めた片桐直樹氏(右)

ドイツでの撮影は、1998年11月のほぼまる1か月、連日の睡眠3時間程度で行われた





1999年3月完成



「ガラパゴス化」 は、もともと、日本の 司法の実情を 表現した用語

この司法制度改革審議会の開始 年の1999年1月 22日号『週刊金 曜日』(本多勝一) の造語

その元となった 木佐講演、1998 年12月26日 は、「ガラパゴス現 象」、「シーラカ ンス現象」と発言

先月末に東京・四谷で「自由で独立した裁判官を
求める市民の会」の設立記念集会があり、さきに仙
台高裁による戒告処分を最高裁も支持（こいつも
三分の一は反対）して大問題になった当の寺西和史
判事補も出席・発言した。

この集会での「ドイツの裁判官と日本の裁判官」
と題する木佐茂男氏（北大教授）の講演は、非常に
興味深い、というよりかなり衝撃度の強いも
のであった。スライドとともに紹介されるド
イツの司法界の、日本とのあまりの違いに驚
かされたもの、それ以上にほとんど呆然と
させられたのは、木佐氏のいう「ガラパゴス
現象」あるいは「シーラカンス現象」である。
乱暴に要約すれば、それは次のような現象だ。

司法に限らず、行政であれジャーナリズムであれ
教育であれ、西欧など「先進」諸国にくらべて日本
のそれらが全く「後進」的であることは、よく指摘
されてきた。ところが今では、西欧どころかアジア
の中でさえ日本がとりこざれているというのだ。
たとえば韓国や台湾の方が日本よりもずいぶん
りと民主的な司法制度に変わっているという。つまり

風速計

ガラパゴス現象 本多勝一

たとおりだが、虚報やプライバシー暴露等によるこ
の無茶苦茶な加害も、司法の遅れとセットだからこ
そ可能なのであろう。

ただし、ガラパゴスの生物やシーラカンスを例に
あげるのはいかに失礼かもしれない。化石現象は
べつに「悪い」ことではないし、まわりに迷惑をか
けているわけでもない。しかし日本のガラパゴス化

日本が世界の中でも孤立的に「おくれた司法界」と
してとり残されている。すなわちガラパゴス諸島の
生物であり、生ける化石としてのシーラカンスとい
うことになる。

さもあらんと思う。マスコミ業界（もはやジャ
ーナリズムではない）における日本の報道加害天国
ぶりについては本誌の去年一月二七日号で特集し
た。

「新ガイドライン」などとともに周辺に大迷惑を
かける。

ガラパゴス現象の背景として木佐氏が挙げたひと
つに、六〇年安保世代あるいは大学闘争世代の違い
がある。ドイツとか台湾などは、反体制の闘士とし
て当時活躍した学生らが、その思想のままで現在の
主流あるいは体制側にはいつているというのだ。そ
うなれば体制も変らざるをえないではないか。

ところがわが国の場合、転向なり裏切りな
りした者は体制側の主流に少なくないもの、
その思想のままで必ずはずされてゆき、
制側に残れない。これは革命でも起こさな
ければ変るはずもないが、日本は民衆が国家
権力を倒した歴史を持たぬ珍しい国だ。

かくて我が祖国・日本は、ミッドウェー海戦から
沖繩・広島・長崎にいたる歯止めなき、「定向進化」
を、チェック能力の欠如するままにまたまた繰返すの
だろうか、自衛隊艦隊の新ガイドラインとともに。
このチェック能力の欠如は、ドイツと違って敗戦
でも変わらずに現在まで一貫している。だから日本
には明治以来、真の意味での政権交替がなかった。

1997～1998年 企画・募金・撮影



ドイツの秋の11月。ほとんど雨と曇天だった





普段、通勤に使わない道路で、無理矢理の反復撮影！



やり直しのため、リターン



連邦憲法裁判所に入った



リンバハ・ドイツ連邦憲法裁判所長官

街頭インタビューも



日本の裁判への批判は高まった。最高裁(事務総局)は、対策を講じ始めた
ドイツの司法の紹介は誤り、一方的である・・・と

司法制度改革審議会の審議開始(1999年7月27日)
から8か月間にわたる『人間の尊厳と司法権』、記録映
画『日独裁判官物語』否定攻撃

- (ア) 田代雅彦「ドイツの裁判所は開かれているか？」判例タイムズ1009号
(1999年11月1日号)4～7頁
- (イ) ゲオルク・ヴェツゲ(安藤正樹・訳)「ドイツの裁判官から見た日本の司
法」判例タイムズ1013号(1999年12月15日号)42～44頁
- (ウ) 『司法の窓』56号(最高裁判所事務総局、2000年5月発行)
- (エ) 菅原雄二「一人の民事裁判官の思い」判例時報1705号(2000年5月
21日号)3～9頁
- (オ) H・メンクハウス(在日ドイツ商工会議所法務部長・法学博士)／海老原
明夫(東京大学教授)／福田剛久(東京地方裁判所判事)／三村量一
(東京地方裁判所判事)／稗田雅洋(最高裁判所調査官)／
＜司会＞ 宮崎公男(東京地方裁判所所長代行)
「＜座談会＞日独司法の現状と課題—21世紀の司法を目指して」判例
時報1708号(2000年6月21日号)3～26頁(座談会は、2000年4
月11日実施)

ドイツ人裁判官や法律家に、日本でもこんなに改革が行われています、と必死に説明

☆札幌家庭裁判所 BGM、廊下に病院のような色
違いの案内テープ



☆東京家庭裁判所・東京簡易裁判所

☆大阪簡易裁判所(管理は、大阪高等裁判所)

その他のほぼ全部の裁判所

ラウンド・テーブル、観葉植物、絵画・・・今でもプ
ラスティック植物を置いている裁判所も

これらを、ドイツの裁判官に、日本の最高裁(事務
総局)が自主的に行ったと自慢する日本の東京しか
知らないエリート裁判官たち！！！！

どれも、これも、木佐の論文の影響で、急遽行われたことばかり！！！！

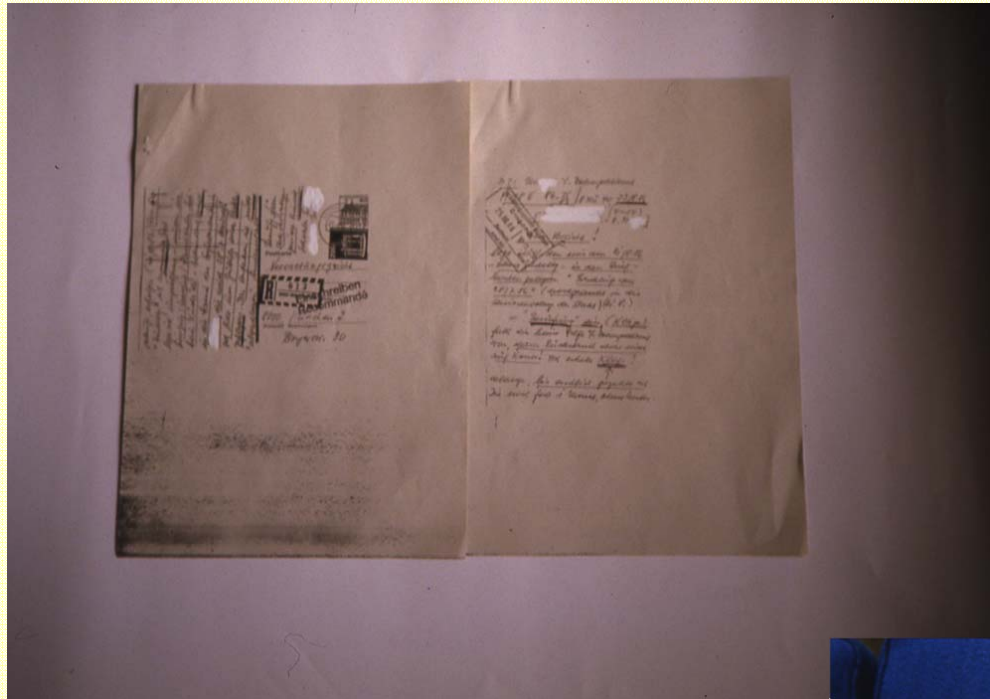
これが、「裁判」なのか？
「現地見ないと、わからないじゃないか！」というドイツの裁判官



ライプツヒへ移転する前の
ドイツ連邦行政裁判所＝
(旧・プロイセン行政裁判所)

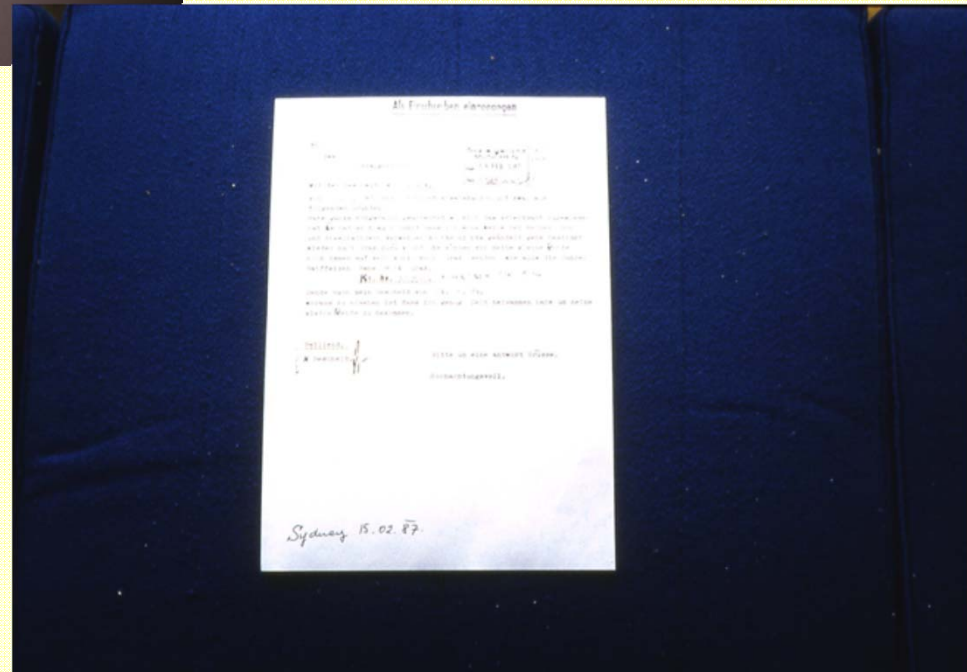
ドイツ連邦行政裁判所長官
ゼンドラー教授・博士





裁判所見学・インタビューを繰り返すうちに、どうも、訴状も審理の仕方も日本とは違うのではないかと考えるようになった

ハガキの表裏に手書きで書かれた訴状(?)
← これも正式に受理



→
A4サイズ 1枚に殴り書きの訴状 → 本案審理
オーストラリアからミュンヘンに送りつけられていた

ある日の現場での検証と審理 マンハイム高等行政裁判所

現場に行ってみないと真実はわからないという裁判官たちの意識

1台は、裁判所の公用車。
2台目は、「職務共助
(Amtshilfe)」として、県庁
の公用車使用

自治体間の協議会などが、大学の会議室
を使って行われるのも、ごく普通のこと(税
金の無駄遣いを避ける。事前の調整)

2つ目の口頭弁論と3つ目の口頭弁論の
間に、近所のレストランで食事





争点・ここに工場を建設していいか



朝7時、2台の車で裁判官らは出張法廷へ。臨時法廷は、被告役場の会議室





2つ目の口頭弁論。ここでのマンション建設に住民は反対

住民も裁判官も歩いて近くの学校(ギムナジウム)へ。10歳くらいの子ども用の机・椅子で口頭弁論





法廷になったのは、原告の一員である、地元の教会のホール。ピアノも見える

弁論中も後ろからフラッシュをたいて撮影するマスコミ



弁論の全体を正面から撮影する地元テレビ

ドイツのスポーツ・カー「ポルシェ」の工場の駐車場増設に反対住民が起こした訴訟

休憩中に、地元テレビは関係者にインタビュー

辺りが暗くなってから、駐車場予定地の現場検証





ミュンヘン行政裁判所



木佐が、この法壇の高さを16.5センチと『人間の尊厳と司法権』61頁に書いた
ので、「定規」を持って、ここへ測定に行かされた日本の裁判官がいた。間違っ
ていなかったのに、事務総局から攻撃されずに済んだ。



待合室を
兼ねたロ
ビー

ギャラ
リーのよ
う





こんな「絵画」も、行政裁判所
ロビーで、ごく普通に！

上級（高等）行政裁判所で開催
される講演と質疑

裁判所のロビーを利用して

普段は裁判所のロビー



長官が司会して質疑



ニーダーザクセン州 リューネブルク州上級行政裁判所 ヒアリングの2年後に講演の機会

法壇に食事が並ぶ



コール政権最後の司法大臣になったシュミット・ヨルツィツヒ教授



日本の最高裁（事務総局）は、「司法制度改革」に、外国の「内からの司法改革」の影響を遮断することに、わずか8か月で成功した

最高裁が国民に提供する統計の希薄化、提供情報の減少化



なんと、司法制度改革審議会が始まった1999年より、『司法統計年報』は、極端に薄くなった。

所収項目、データ量を減らした理由などは、当時の資料が一切残っていないので、不明である（最高裁事務総局情報政策課統計情報係。2015年10月2日付け）

1960年代末より、次第に、日本の司法内部のことは、
様々の事柄について、情報が出なくなってきた

「司法制度改革」後の「今」

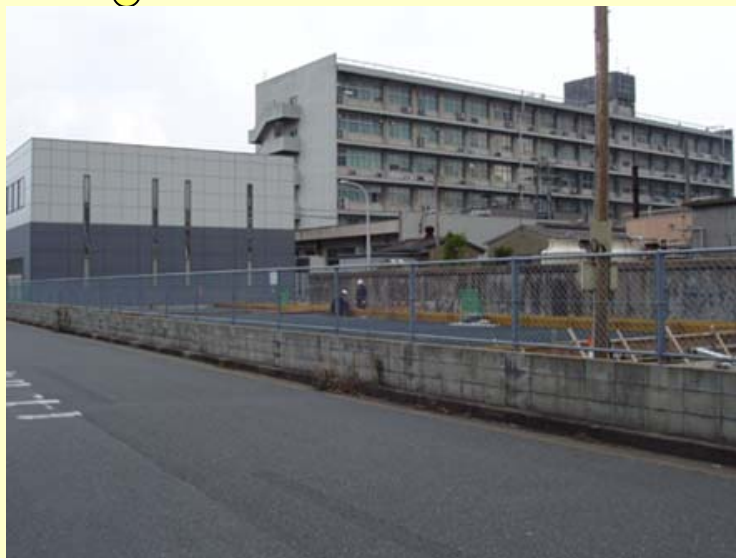
**九州大学
法科大学院**

2004年春 第1期建設工事開始



「司法制度改革」の一環の突貫工事

2005年春 第2期建設工事開始



翌年度のあつとらつ間の工事





2004年7月

弁護士法人九州
リーガル・クリニッ
ク法律事務所

開 所



ソウル市立大学校 法科大学院



法廷教室

法科大学院
専用図書室



定員・当初から50人



福岡高等検察庁



検事長 佐々木 茂夫

〒810-0073

福岡市中央区舞鶴2丁目5番30号

TEL(092)734-9000

名刺：表

裁判員制度
も始まった



裁判員制度について詳しく知りたい方はこちらへ

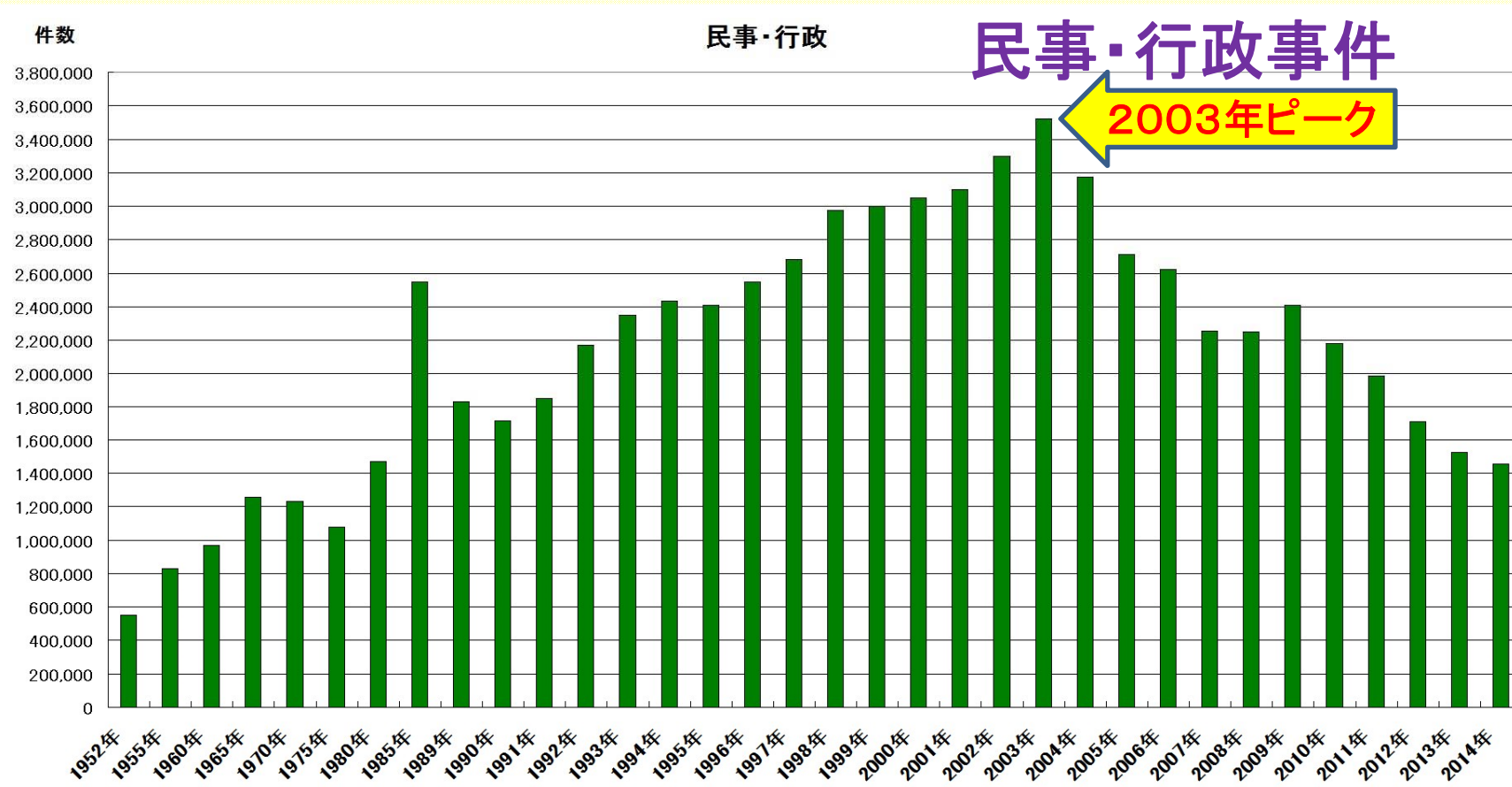
福岡高等検察庁企画調査課

(092)734-9008 (直通)

名刺：裏

弁護士は苦境に！
東アジアの司法改革の動向を
見れば、このままではすまない
であろう

データ・統計などで見る 日本の司法の現状

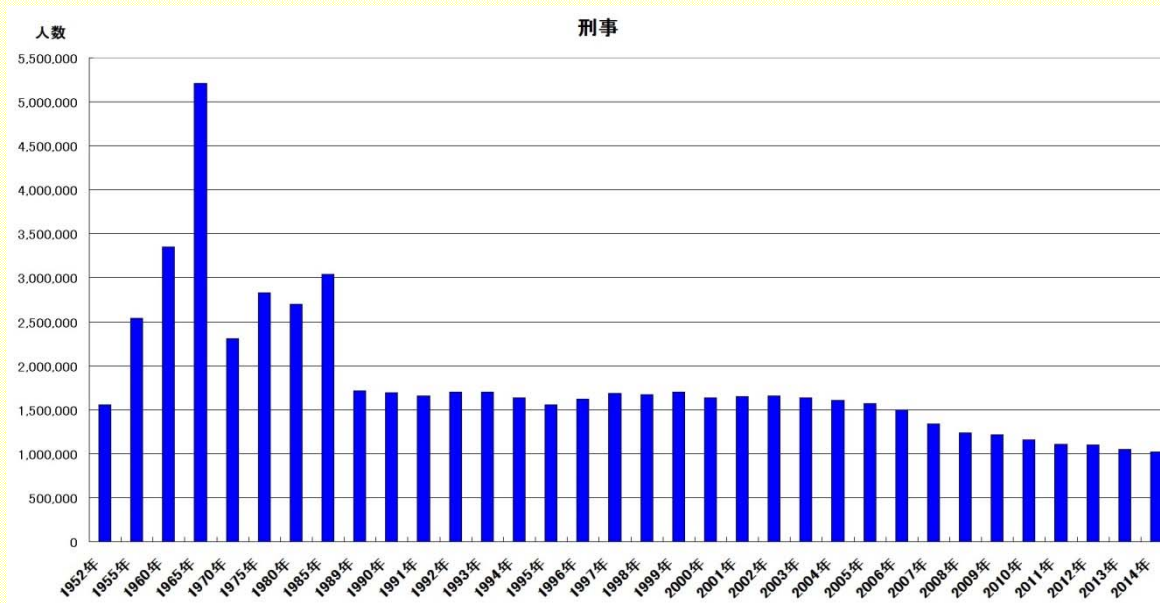


1952年(昭和27年)から2014年(平成26年)までの新受件数の推移

※各新受件数は裁判所 | 裁判所データブック2015の33頁から53頁まで(PDF)から抜粋。

※事件数はその年に全裁判所(簡易裁判所、地方裁判所、高等裁判所、最高裁判所、家庭裁判所)で新規に受理された事件数(訴訟数)で、既済や未済は含まれていません。

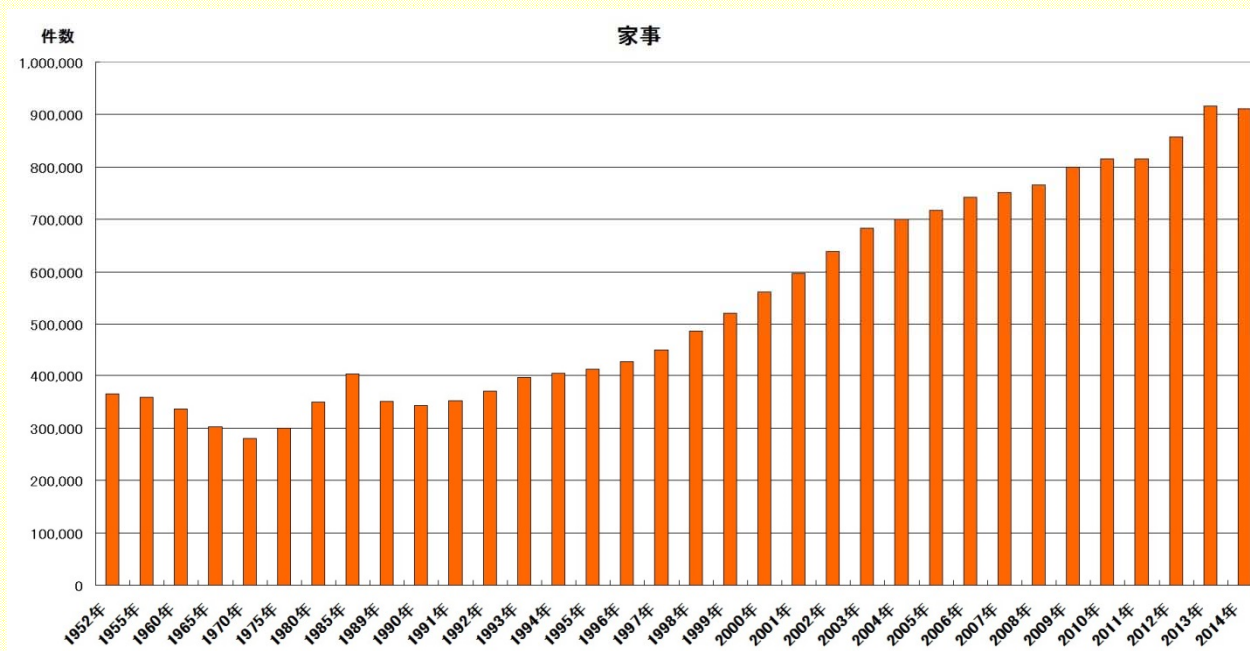
※民事・行政事件と家事事件は件数。※民事・行政事件と家事事件の「人事訴訟事件」には再審が含まれていません。



刑事事件

1952年
～ 2014年

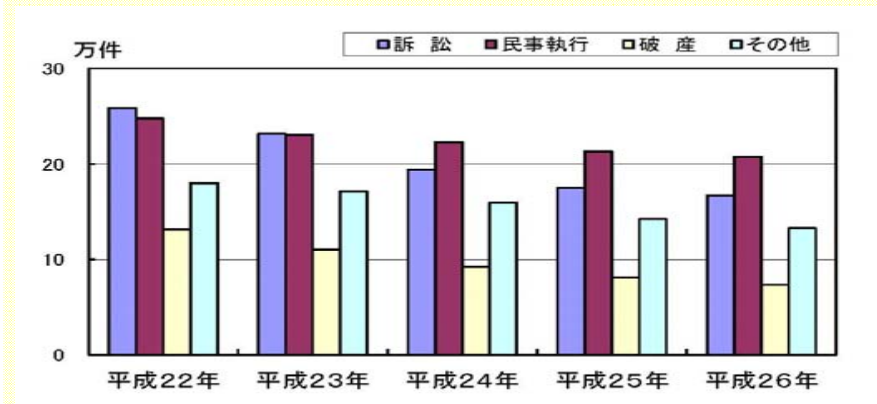
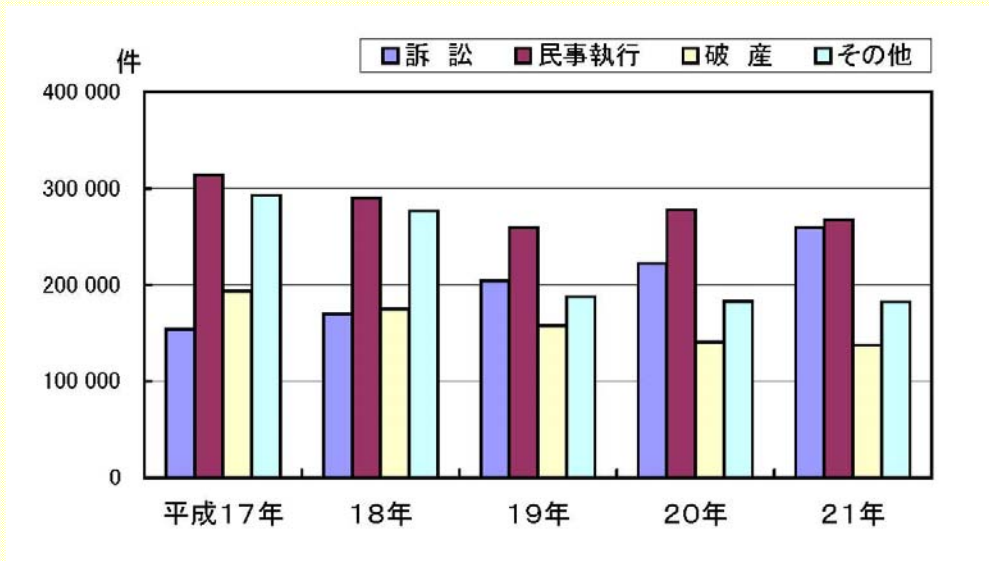
※刑事事件と少年事件は被告人及び少年の人数。刑事事件には「刑事訴訟事件」の再審を含む。



家事事件

【地方裁判所】

第2-3 民事・行政事件の新受事件の最近5年間の推移



検索方法: 裁判所 → 司法統計 → その他 → グラフで見る司法統計情報

<http://www.courts.go.jp/app/files/toukei/162/008162.pdf>

【表1】**地方裁判所 行政訴訟事件 新受件数(直近の例)**

	司法統計年報	法曹時報	事件数の差
2008年度	2,170	2,180	-10
2009年度	2,029	2,046	-17
2010年度	2,195	2,213	-18
2011年度	2,268	2,287	-19
2012年度	2,417	2,425	-8
2013年度	2,237	2,259	-22
2014年度	2,015	2,103	-88

【表7】 最高裁事務総局『司法統計年報』の統計値の変化

1つの例：平成21年度の全裁判所の「民事・行政事件」既済件数の3種類のデータ上の変遷

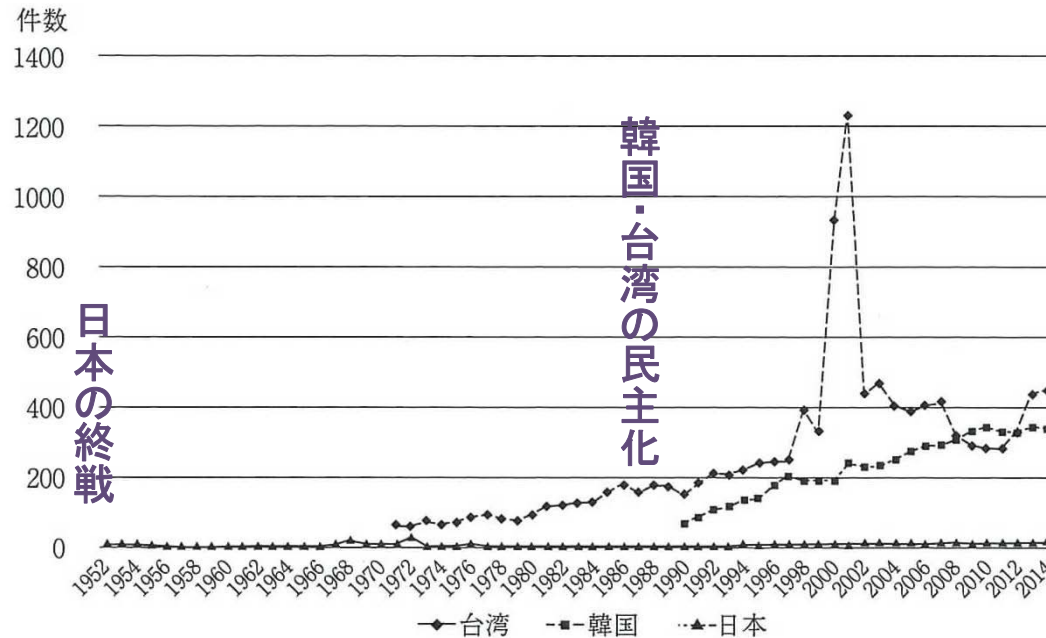
『各年度 司法統計年報』				
和暦	西暦	第1-1表	総数 既済	
平成21年度版	2009年度版	WEB上	2,357,002	平成21年度版データWEB上にある件数
		冊子	2,357,004	
		正誤表	2,357,092	
平成22年度版	2010年度版	WEB上	2,357,083	平成22年度版データWEB上にある件数
による平成21年度データの訂正		冊子	2,357,092	
		正誤表	2,357,124	
平成23年度版	2011年度版	冊子	2,357,124	平成23年度版データWEB上にある件数
による平成21年度データの訂正		正誤表	2,357,139	
平成24年度版	2012年度版	冊子	2,357,139	平成24年度版データWEB上にある件数
による平成21年度データの訂正		正誤表	2,357,145	
平成25年度版	2013年度版	冊子	2,357,145	
による平成21年度データの訂正		正誤表	2,357,146	平成25年度版データWEB上にある件数
平成26年度版	2014年度版	WEB上	2,357,146	平成26年度版データWEB上にある件数
による平成21年度データの訂正		冊子	2,357,146	
		正誤表	2016年1月8日現在で正誤表は添付されていない(九州大学図書館の場合)	

出所) 最高裁判所事務総局『司法統計年報』(民事・行政編)(平成21年度版～平成26年度版)で存在する冊子、正誤表、裁判所ウェブサイト

注: 現在、ウェブサイトの各年度版に掲載されている値は、冊子、正誤表、ウェブサイト独自の3種類のものがある。

同一年の同一事項について「9種類」の統計値がある!!!

【図2】 3か国の行政訴訟新受件数（人口100万人当たり）



日本の数値は、「心肺停止」状態に見える

台湾
韓国
日本

1890年～2014年

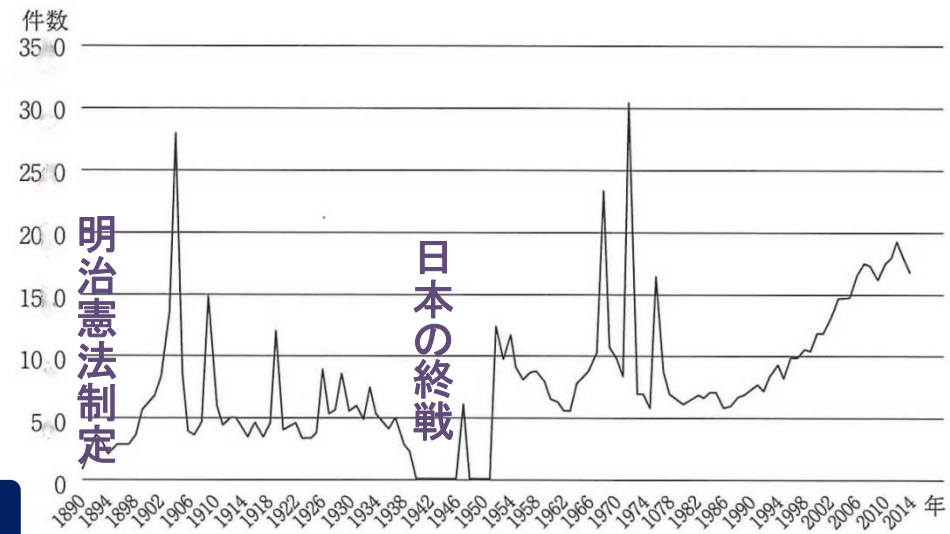
1952年～2014年
日本の行政訴訟新受件数は、
人口100万人当たりでみて、
ほとんど増えていない

日本だけのグラフにすると

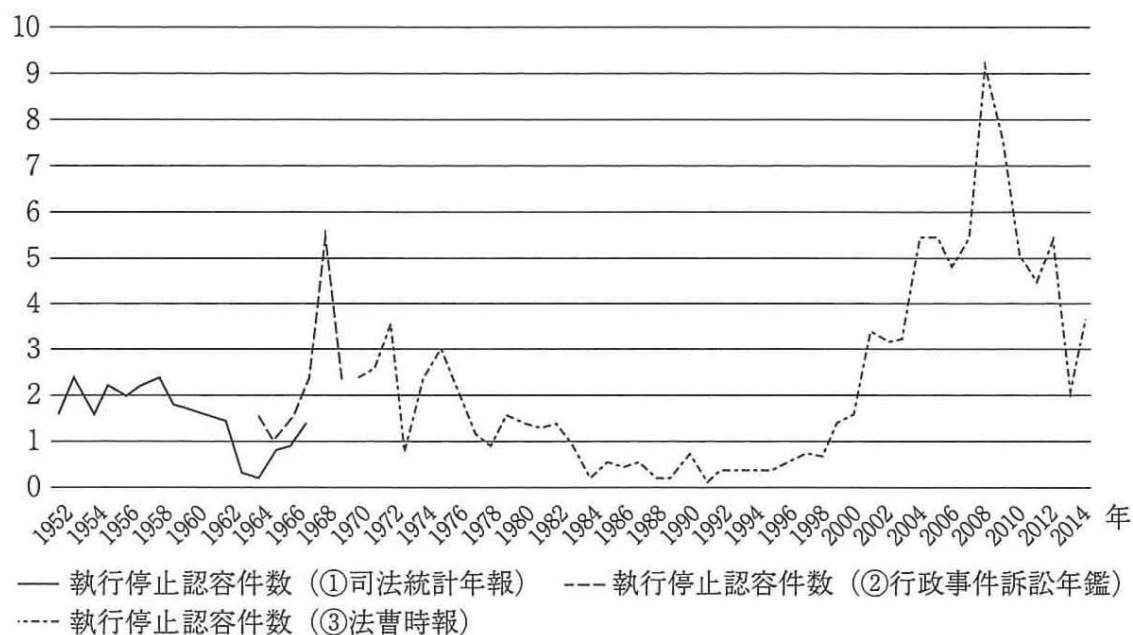
明治憲法ができて、東京に一審制
の行政裁判所があった頃と、事件
数はあまり変わらない

最終的勝訴率は、明治時代より低い

【図3】 日本の行政訴訟（第1審・新受件数）（人口100万人当たり）



【図7】 日本の行政訴訟における執行停止認容件数（人口1,000万人当たり）



一貫した執行停止件数の統計は、存在しない

出所:

①司法統計年報(1952年度～1967年度。1968年度以降、執行停止統計非掲載)

②行政事件訴訟年鑑(1964年度～1968年度。1963年度以前非掲載。以後、廃刊)

③法曹時報(1970年度より執行停止関係データ掲載)。

悲惨な日本の行政訴訟 執行停止の実態

→ 行政事件訴訟法が制定・施行された年

年	執行停止申立既済件数	決定件数	認容	棄却・却下	決定事件における執行停止認容率(%)	人口1,000万人当たりの執行停止認容件数
1952		1144	14	1130	1.2%	1.63
1953	67	38	21	17	55.3%	2.41
1954	53	33	14	19	42.4%	1.59
1955	63	45	20	25	44.4%	2.24
1956	54	36	18	18	50.0%	1.99
1957	71	41	20	21	48.8%	2.20
1958	79	40	22	18	55.0%	2.39
1959	72	40	17	23	42.5%	1.83
1960	68	47	16	31	34.0%	1.71
1961	58	36	15	21	41.7%	1.59
1962	51	38	14	24	36.8%	1.47
1963	46	32	3	29	9.4%	0.31
1964	45	17	2	15	11.8%	0.21
1965	51	59	8	51	13.6%	0.81
1966	43	25	9	16	36.0%	0.91
1967	58	39	14	25	35.9%	1.41
1968	127	94	55	39	58.5%	5.46
1969	106	81	23	58	28.4%	2.25
1970	126	80	25	55	31.3%	2.42
1971	101	76	27	49	35.5%	2.59
1972	107	76	38	38	50.0%	3.59
1973	89	56	9	47	16.1%	0.83
1974	88	63	26	37	41.3%	2.38
1975	74	65	34	31	52.3%	3.06
1976	70	52	24	28	46.2%	2.13
1977	61	45	14	31	31.1%	1.23
1978	85	65	10	55	15.4%	0.87
1979	84	66	18	48	27.3%	1.56
1980	80	56	17	39	30.4%	1.46
1981	64	51	16	35	31.4%	1.37
1982	83	61	17	44	27.9%	1.44
1983	59	46	11	35	23.9%	0.93

年	執行停止申立既済件数	決定件数	認容	棄却・却下	決定事件における執行停止認容率(%)	人口1,000万人当たりの執行停止認容件数
1984	50	27	3	24	11.1%	0.25
1985	95	61	8	53	13.1%	0.67
1986	79	63	7	56	11.1%	0.58
1987	45	37	8	29	21.6%	0.66
1988	44	35	3	32	8.6%	0.25
1989	46	35	3	32	8.6%	0.24
1990	56	36	10	26	27.8%	0.81
1991	49	34	2	32	5.9%	0.16
1992	51	37	6	31	16.2%	0.49
1993	61	47	5	42	10.6%	0.40
1994	57	41	6	35	14.6%	0.48
1995	44	30	6	24	20.0%	0.48
1996	47	38	8	30	21.1%	0.64
1997	44	36	10	26	27.8%	0.80
1998	46	33	9	24	27.3%	0.72
1999	56	46	18	28	39.1%	1.44
2000	83	66	20	46	30.3%	1.59
2001	104	87	43	44	49.4%	3.42
2002	104	70	40	30	57.1%	3.17
2003	142	110	42	68	38.2%	3.33
2004	138	114	70	44	61.4%	5.55
2005	141	128	70	58	54.7%	5.55
2006	177	136	61	75	44.9%	4.84
2007	199	154	69	85	44.8%	5.47
2008	236	205	116	89	56.6%	9.21
2009	196	167	95	72	56.9%	7.55
2010	140	120	65	55	54.2%	5.14
2011	167	137	57	80	41.6%	4.52
2012	211	170	69	101	40.6%	5.48
2013	163	127	27	100	21.3%	2.15
2014	273	237	47	190	19.8%	3.75

【表4】 裁判官実数の変遷

	判事	判事補	簡易裁判所判事	総数
平成15年度	1,424	825	778	3,027
平成16年度	1,468	840	784	3,092
平成17年度	1,509	877	764	3,150
平成18年度	1,546	904	745	3,195
平成19年度	1,595	872	728	3,195
平成20年度	1,630	880	739	3,249
平成21年度	1,667	898	743	3,308
平成22年度	1,758	862	744	3,364
平成23年度	1,800	864	743	3,407
平成24年度	1,825	863	761	3,449
平成25年度	1,846	848	773	3,467
平成26年度	1,876	832	776	3,484

※1 最高裁長官、最高裁判事及び高裁長官は含まない。

※2 各年12月1日現在である。

事務総局には、裁判所職員実数の統計も存在していない、と言っていたが、**韓国・台湾では母国語・英語でも実数が開示されていると主張した結果**、相当の日数を経て、やっと開示された日本の裁判官実数。これにより、内閣府データも変更を迫られた。

【表3】 事務総局が内閣府男女共同参画局に提出している男女共同参画データ

① 裁判官

	合 計					判 事					判 事 補				
	総数	女性	男性	女性の割合	男性の割合	総数	女性	男性	女性の割合	男性の割合	総数	女性	男性	女性の割合	男性の割合
昭和55年6月	人 2,747	人 76	人 2,671	% 2.8	% 97.2	人 2,134	人 43	人 2,091	% 2.0	% 98.0	人 613	人 33	人 580	% 5.4	% 94.6
60年6月	2,792	93	2,699	3.3	96.7	2,183	49	2,134	2.2	97.8	609	44	565	7.2	92.8
平成2年6月	2,823	141	2,682	5.0	95.0	2,214	68	2,146	3.1	96.9	609	73	536	12.0	88.0
7年4月	2,864	236	2,628	8.2	91.8	2,214	97	2,117	4.4	95.6	650	139	511	21.4	78.6
12年4月	3,019	328	2,691	10.9	89.1	2,214	156	2,058	7.0	93.0	805	172	633	21.4	78.6
17年4月	3,266	449	2,817	13.7	86.3	2,386	234	2,152	9.8	90.2	880	215	665	24.4	75.6
18年4月	3,341	474	2,867	14.2	85.8	2,426	251	2,175	10.3	89.7	915	223	692	24.4	75.6
19年4月	3,416	499	2,917	14.6	85.4	2,466	269	2,197	10.9	89.1	950	230	720	24.2	75.8
20年4月	3,491	537	2,954	15.4	84.6	2,506	271	2,235	10.8	89.2	985	266	719	27.0	73.0
21年4月	3,566	570	2,996	16.0	84.0	2,546	280	2,266	11.0	89.0	1,020	290	730	28.4	71.6
22年4月	3,611	596	3,015	16.5	83.5	2,611	292	2,319	11.2	88.8	1,000	304	696	30.4	69.6
23年4月	3,656	620	3,036	17.0	83.0	2,656	313	2,343	11.8	88.2	1,000	307	693	30.7	69.3
24年4月	3,656	648	3,008	17.7	82.3	2,656	336	2,320	12.7	87.3	1,000	312	688	31.2	68.8
25年4月	3,686	670	3,016	18.2	81.8	2,686	359	2,327	13.4	86.6	1,000	311	689	31.1	68.9
26年4月	3,750	703	3,047	18.7	81.3	2,750	384	2,366	14.0	86.0	1,000	319	681	31.9	68.1

最高裁判所調べ

注) 判事には、最高裁判所長官、最高裁判所判事、高等裁判所長官、簡易裁判所判事を含む。

女性の裁判官は着実に増えたことになっていて、裁判官の総数は変化がない。これって、変ではないか？

【表3】 事務総局が内閣府男女共同参画局に提出している男女共同参画データ

① 裁判官

	合 計					判 事					判 事 補				
	総数	女性	男性	女性の割合	男性の割合	総数	女性	男性	女性の割合	男性の割合	総数	女性	男性	女性の割合	男性の割合
昭和55年6月	2,747	76	2,671	2.8	97.2	2,134	43	2,091	2.0	98.0	613	33	580	5.4	94.6
60年6月	2,792	93	2,699	3.3	96.7	2,183	49	2,134	2.2	97.8	609	44	565	7.2	92.8
平成2年6月	2,823	141	2,682	5.0	95.0	2,214	68	2,146	3.1	96.9	609	73	536	12.0	88.0
7年4月	2,864	236	2,628	8.2	91.8	2,214	97	2,117	4.4	95.6	650	139	511	21.4	78.6
12年4月	3,019	328	2,691	10.9	89.1	2,214	156	2,058	7.0	93.0	805	172	633	21.4	78.6
17年4月	3,266	449	2,817	13.7	86.3	2,386	234	2,152	9.8	90.2	880	215	665	24.4	75.6
18年4月	3,341	474	2,867	14.2	85.8	2,426	251	2,175	10.3	89.7	915	223	692	24.4	75.6
19年4月	3,416	499	2,917	14.6	85.4	2,466	269	2,197	10.9	89.1	950	230	720	24.2	75.8
20年4月	3,491	537	2,954	15.4	84.6	2,506	271	2,235	10.8	89.2	985	266	719	27.0	73.0
21年4月	3,566	570	2,996	16.0	84.0	2,546	280	2,266	11.0	89.0	1,020	290	730	28.4	71.6
22年4月	3,611	596	3,015	16.5	83.5	2,611	292	2,319	11.2	88.8	1,000	304	696	30.4	69.6
23年4月	3,656	620	3,036	17.0	83.0	2,656	313	2,343	11.8	88.2	1,000	307	693	30.7	69.3
24年4月	3,656	648	3,008	17.7	82.3	2,656	336	2,320	12.7	87.3	1,000	312	688	31.2	68.8
25年4月	3,686	670	3,016	18.2	81.8	2,686	359	2,327	13.4	86.6	1,000	311	689	31.1	68.9
26年4月	3,750	703	3,047	18.7	81.3	2,750	384	2,366	14.0	86.0	1,000	319	681	31.9	68.1

最高裁判所調べ

注) 判事には、最高裁判所長官、最高裁判所判事、高等裁判所長官、簡易裁判所判事を含む。

22年 4月	3,611	596	3,015	16.5	83.5	2,611	292	2,319	11.2	88.8	1,000	304	696	30.4	69.6
23年 4月	3,656	620	3,036	17.0	83.0	2,656	313	2,343	11.8	88.2	1,000	307	693	30.7	69.3
24年 4月	3,656	648	3,008	17.7	82.3	2,656	336	2,320	12.7	87.3	1,000	312	688	31.2	68.8
25年 4月	3,686	670	3,016	18.2	81.8	2,686	359	2,327	13.4	86.6	1,000	311	689	31.1	68.9
26年 4月	3,750	703	3,047	18.7	81.3	2,750	384	2,366	14.0	86.0	1,000	319	681	31.9	68.1
26年12月	3,507	703	2,804	20.0	80.0	2,675	414	2,261	15.5	84.5	832	289	543	34.7	65.3

最高裁判所調べ

(注1) 判事には、最高裁判所長官、最高裁判所判事、高等裁判所長官、簡易裁判所判事を含む。

(注2) 平成26年12月以降、基準月と計上方法を変更した。

新しい
矛盾
が！

男性裁判官
だけが243
人も減った。

この減った裁
判官がどう
なっているか
は、今日は、
話さない

2015年1
2月25日
内閣府男
女共同参
画局ウェブ
サイトが改
訂

裁判官数
が大幅に
減った(こと
になった)

内閣府担当係長との共同作業の成果。まったくイレギュラーな数値の変化である
「平成26年12月以降、基準月と計上方法を変更した。」とある。

東アジアの司法 を見る

台湾の司法 裁判所

司法院 The Judicial Yuan Of The Republic Of China

司法最新動態

便民服務專區

資訊公告園地

ENGLISH

法學檢索資料庫

裁判書查詢

英譯大法官解釋

司法院



們的首長
法官業務
法權介紹
改新藍圖
屬各機關
務宣導區
法博物館
治教育網
法意見欄
訪人數

650908

台北市中正區重慶南路一段一二四號 電話總機:02-23618577

建議您使用800*600全彩及 [Explorer 5.5](#) / [Netscape 5.0](#) 版本以上瀏

覽器



常用連結

- 關於司法院
- 支付命令 **HOT**
- 人民觀審 **HOT**
- 線上起訴 **NEW**
- 行政訴訟收容聲請事件新制
- 提審新制
- 家事新制
- 律師單一登入窗口
- 查詢服務
- 書狀範例
- 線上服務
- 業務綜覽
- 訴訟協助
- 出版品
- 所屬各機關
- 司法統計



本網站檢索

搜尋

熱門連結

- 司法改革新作為
- 家事事件公告專區 **NEW**
- 案件進度查詢
- 開庭進度查詢
- 法拍、主文、庭期查詢
- 法學資料檢索
- 消債事件公告
- 量刑資訊系統
- 書狀範例
- 司法智識庫
- 問答集

司法院人民參與審判制度校園企劃競

司改新訊

- 104年12月30日總統令修正公布家事事件法第19條、第32條、第60條、第64條及第165條條文，定自105年1月15日施行(105.01.12)
- 104年12月30日總統令修正公布家事事件法第19條、第32條、第60條、第64條及第165條條文(105.01.04)
- 104年12月23日總統令增訂性侵害犯罪防治法第十三條之一、第十五條之一、第十六條之一及第十六條之二條文；並修正第二條、第三條、第八條、第十三條、第十七條、第二十二條、第二十二條之一及第二十五條條文(104.12.23)
- 104年7月1日修正公布之法律扶助法施行日期(104.07.06)

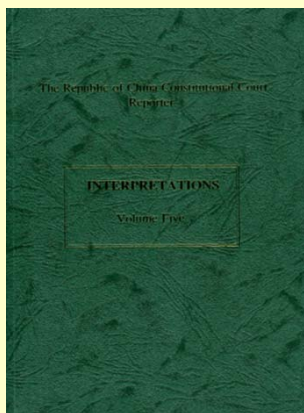
more...

司法新聞

105.02.18	新聞稿	司法院憲法法庭旁聽證核發事宜公告	大法官書記處
105.02.18	新聞稿	司法院105年律師轉任法官公開甄試簡章及公告	司法院人事處
105.02.15	新聞稿	1050215-1050219司法院行事曆	公共關係處
105.02.10	新聞稿	檢察官聲請羈押被告林明輝等案件新聞稿	臺灣臺南地方法院

相關網站

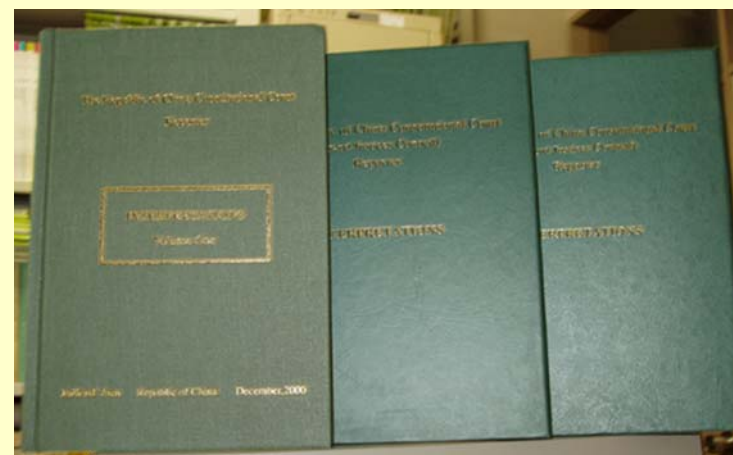
2016年2月18日現在



現任大法官



台湾の司法院(憲法裁判所)判
事 女性3名
(2005年10月現在)



台湾・憲法裁判所
英文判例集第5巻
(木佐保管の限度で)

全國司法改革會議結論
具體措施暨時間表

司 法 院

迎接新世紀的挑戰
加速改革司法

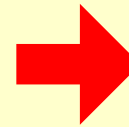


中華民國八十八年七月廿六日

全78頁

1999年

1999年5月18日
司法制度改革審議會設置法 審議



日本の参議院法務委員会で参考人として全議員に提供
↓
無意味

台北高等行政法院 (2005年訪問時)





法廷(法庭)

ドイツ型の裁判官との対面型に驚いた



受付票交付機

訴訟の受付窓口、相談窓口





台北高等行政法院 事務室 (2005年当時)





(新)台北高等行政法院

いずれもウェブサイト
より引用

オープニング行事



台中高等行政法院





臺北高等行政法院
Taipei High Administrative Court

保障人民權益

Protect The Rights of People

實現社會正義

Practice Social Justice



中文版 English

本院位置 | 版權宣告 | 隱私權保護 | 網站安全政策 | 司法信箱
最佳瀏覽模式：解析度1024*768或以上
地址：11159 臺北市士林區文林路725號 TEL:(02)2833-3822 FAX:(02)2833-3122

台北高等行政法院 の新築

トップページ

2014年 運用開始

9階建て。29,530㎡

いずれもウェブサイト
より引用

廊下 と 大ホール



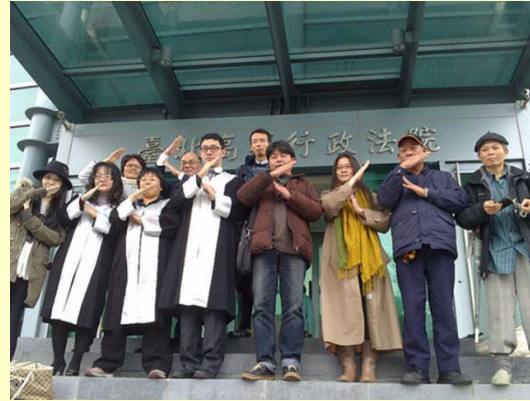


(新)台北高等行政法院

法廷が、旧・高等行政法院と異なり、原告・被告が向かい合う形態。全法廷がそうか、形態を変えた意味は不明

いずれもウェブサイトより引用





裁判所の玄関・敷地内で抗議行動や勝訴のアピール





京都家庭裁判所 母子像

清水寺貫主
大西良慶 毫

家庭に光を
少年に愛を

事務室から、「撮影は
ダメ!」と出てくる

京都家裁の紅葉見学案内サイト より

京都家庭裁判所内の「糺の森」に連なる
紅葉が色付き、庁舎内を流れる泉川に
映える、全国でも有名な「森と川のある
裁判所」としての京都家庭裁判所の景観
を存分に味わっていただけの時期です。





前に先導
警備車



2005年 台湾の司法改革への貢献により、国賓として招待を受けた(2016年2月13日に逝去したアメリカの連邦最高裁判所スカリア判事に次いで2人目)



司法院・院長 翁岳生教授祝壽論文集 計3冊
本文のみで、2,986総頁



学界と裁判実務の近さを感じさせる。副院長は後に写真

東アジアの自治体法務を見る

台湾の自治体法務
法務局・法制局

「庭」ではなく「庭」
台北市法務局
訴願審理庭でヒヤリング



TAIPEI 臺北市政府
法務局
Department of Legal Affairs, Taipei City Government

瀏覽人次: 3135822 全站查詢: 請輸入關鍵字 搜尋





元・司法院副院長の城仲模教授



大学の中庭・国花は、「梅」



「日台の地方分権について」
台湾中央警察大学(文部省所管) 講演・討論会

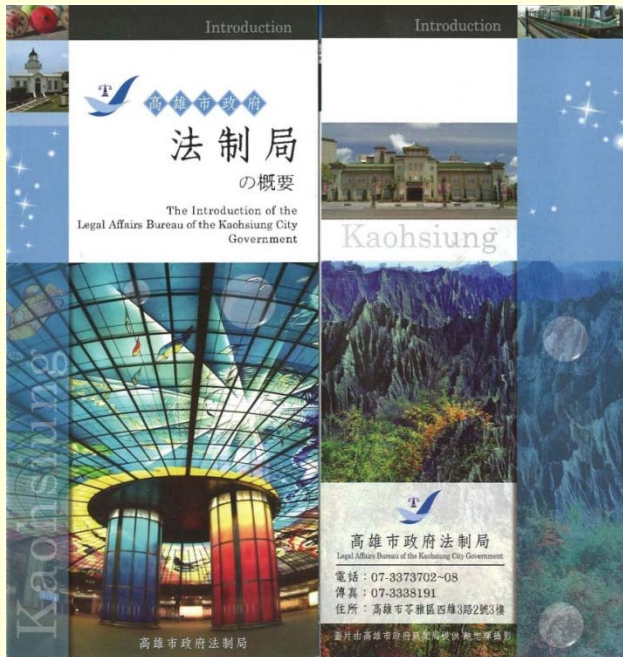
受講生は、将来の台湾警察の高級幹部





台湾・高雄市法制局(スタッフの半数は法曹有資格者)





今回、地震が起きた台湾南部の大都市・高雄市

法制局スタッフの半数は、法曹資格をもつパーマネントの職員

《組織編制および所掌業務》

◆組織編制：本局には局長1名・副局長1名・主任秘書1名・専門委員2名が置かれており、その下に訴訟科・法規一科・法規二科・国賠科・秘書室など4科1室が設置されている。

◆編制定員は絶対41名。(組織編制図参照)

◆業務概要：
 ※訴訟科：訴訟案件の審議およびそれに関連する処理手続などの法制業務。
 ※法規一科：市法規の審査およびそれに関連する処理手続などの法制業務。
 ※法規二科：市法規の審査およびそれに関連する処理手続などの法制業務。
 ※国賠科：国家賠償案件の審議およびそれに関連する処理手続などの法制業務。
 ※秘書室：総合的な法制業務および行政業務の処理。

高雄市政府法制局 組織編制図

```

    graph TD
      A[局長 1名] --> B[副局長 1名]
      B --> C[主任秘書 1名]
      C --> D[専門委員 2名]
      D --> E[訴訟科 5人]
      D --> F[法規一科 8人]
      D --> G[法規二科 7人]
      D --> H[国賠科 5人]
      D --> I[秘書室 11人]
    
```

法制加給制度があり、一般職員より6%程度報酬が高い

10頁くらいの冊子は、日本語版

《国家賠償審議》

◆国家賠償法第2条第2項・第3条第1項は、公務員が権限または消極的な行為により人民の自由または権利を不法に侵害し、または公有の公共施設の設置或いは管理に瑕疵があったため住民の生命、身体或いは財産に損害が生じた場合、人民は、国家賠償法の規定に基づき国家賠償を請求することができることと定めている。

◆高雄市政府は、高雄市政府国家賠償事件処理委員会を設置している。選抜・招聘された学者・専門家は、委員として国家賠償案件の審議を担当している。

当局的訴訟科および国賠科はそのスタッフ的な事務の処理を行う。

◆国賠委員会：本府の秘書長と副秘書長がそれぞれ召集人と召集人を務め、および当局的局長が常務委員を務めるほか、特に裁判官・弁護士・学者などの学識専門家を選抜・招聘し、国賠案件の審議を担わせる。

◆委員は、すべて公正・客観・超然とした立場に立ち、中立の原則に基づいて慎重に国賠案件を審議し、住民の被った損害が迅速に補填され、損害を最低限におさえるよう努めている。

国家賠償案件の審議作業の流れ

LEGAL INTERPRETATION

◆各機関において法令の適用に関する疑義が生じた場合、当局は、法的意見の提供に協力し、また、必要場合には学者や専門家に諮問し法律の専門的見解を提供させる。

◆各機関が召集する会議に列席し、討論に参加し、適時に争議を有効に解決する法的意見を提供する。

◆法令に関する研究会、座談会および研修を開催。

◆法制・訴訟・国賠業務の補助を行う。

◆法制に関する宣伝資料の印刷物を作成。

市民のためのサービス

無料法律コンサルタントサービス

◆訴訟案件の減少に役立つことを期待し、高雄弁護士会の優秀な弁護士を推薦してもらい、本府にて無料で市民の法律上の難問を解決し、法律の専門的意見を提供。

◆高雄市政府四階行政センター1階の無料サービスセンター
 (月曜日から金曜日午前9時から12時、午後2時から5時)
 鳳山区役所 (月曜日から金曜日午後2時から5時)
 岡山区役所 (月曜日、水曜日、金曜日午後2時から5時)
 旗山区役所 (火曜日と金曜日午後2時から5時)

インターネットサービス

- ◆法制局サイト：
<http://law.keg.gov.tw/>
- ◆市法規検索：
<http://law.keg.gov.tw/law/>
- ◆訴訟のオンライン申請サービス：
<http://law.keg.gov.tw/onlinel.htm>
- ◆国家賠償案件の統計：
<http://law.keg.gov.tw/mntion2.htm>
- ◆各種申請書用紙のダウンロード：
<http://law.keg.gov.tw/file.htm>



REVIEWING APPEAL CASES

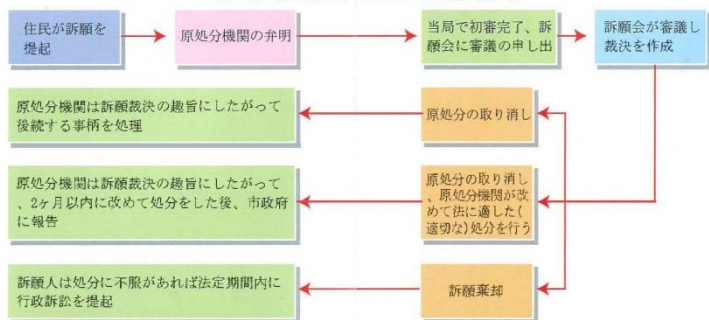
《訴願審議》

- ◆憲法第16条は「住民は請願・訴願または訴訟する権利を有する。」と定めている。憲法は、住民に訴願を行う権利を付与している。
- ◆訴願法第1条・第2条および行政訴訟法第4条・第5条において、訴願は、行政救済手続における行政訴訟の前置手続に属していると定められている。すなわち、住民は、政府機関の作成した行政処分が違法または不当であり、あるいは処分を怠っていると判断した場合、訴願法の規定に従い原処分機関あるいは訴願管轄機関に訴願を提起することができる。訴願制度の樹立は、憲法上の住民の基本的権利の保障を実現すると同時に政府機関に対しその作成した処分の合法性および妥当性につき自己反省の機会を与えており、速やかに問題を解決して訴訟案件の減少に役立つとも行政救済の積極的な機能を

十分に果たしうると期待されている。

- ◆高雄市政府には高雄市政府訴願審議会が設けられている。選抜・招聘された学者・専門家が委員を務める。当局の訴願科および国語科はスタッフ的な事務処理を行う。
- ◆訴願会委員：当局局長と副局長がそれぞれ主任委員と副主任委員を務めるほか、学識経験の豊かな裁判官・弁護士・学者および企業団体の代表など社会的に公正な人士が特別に招聘され、訴願案件の審議に加わっている。
- ◆委員は、すべて公正で客観的な立場を保ち、住民の権利利益を保障するために政府機関の作成した行政処分の合法性および妥当性を確徹に審議し、かつ原処分機関に対し証拠を精確に調査させおよび正当な法的手続を踏み行わせることができる。

訴願案件審議作業の流れ



REVIEWING THE LEGISLATION

《法規審議》

- ◆地方制度法の規定により、高雄は、直轄市たる地方自治団体であり、自治事項につきまたは法律や上級法規による授權に基づき自治法規を制定することができる。自治法規は、自治条例および自治規則を含む。また、高雄市政府は、地方行政機関であり、行政手続法の規定により、その権限または職権に基づき行政規則を制定することができる。自治法規と行政規則の施行が住民の権利利益に対し直接または間接的な影響を与えるため、公共の利益を確保するためには、自治法規および行政規則の内容は、厳格な審査を経なければならない。
- ◆高雄は、その自治法規および行政規則の制定（改正）、修正、廃止、施行、適用、解釈、整理、および制約等の事項およびその規範化する際に従うべき手続を規律するため、特に「高雄市法規標準自治条例」を制定し、また「高雄市法制作業準則」も制定し、各主務機関が法規草案を提出する際に従うべき規定としている。

- ◆法規審査に専門的な客観性を持たせるため、高雄市政府は、高雄市政府法規委員会を設けており、当局局長と副局長をそれぞれ主任委員と副主任委員とするほか、理論と実務経験を兼ね備えた裁判官・弁護士・学者および当局の高級官僚を招聘し、委員として市法規草案の審査に加わっているとしている。
- ◆主務機関が検討策定し提出した法規草案は、法規会の審査に送付される前に、その関連するスタッフ的な作業が当局の法規一・二科にて行われる。その任務は、主務機関の提出した法規草案が法制作業手続の要求に合致するよう協力することにある。また草案の条項に対する対照的な分析や論理的な演繹を行って、法規の草案が法律の原則に合致することを確保する。法規会が審議を行う際には、当局は、法規草案の立法目的、構成および改正事項に対する法規委員の逐条討論に協力し、逐条の斟酌に努め、審議可決した法規が市政の要求および住民の福祉を同時に配慮するよう努めている。

法規審議作業の流れ



東アジアの司法 を見る

韓国の司法 裁判所

韓国 セマングム干潟 の干拓事業中止を求めた動き

ENVIROASIA 日中環境
情報サイト より



市民団体による工事差し止め申請に対して、2003年7月15日、ソウル行政裁判所により、本訴訟の判決が出るまで、一切の防潮堤工事を中止せよとの決定が出された。



2006年に最高裁によって訴えが退けられ、工事が再開した。



2008.11.16
セマングム干拓事業で出現した全長33キロの防潮堤。左側が造成される

韓国の実践

行政訴訟の欠陥を補う憲法裁判制度

行政救済の競争

憲法裁判所
行政裁判所
行政不服審査機関

行政救済
—日・韓の制度と現状—

趙元濟著

(SBC学術文庫120)



信山社

権利救済の「死角」をなくそうとしてきた

参照： 趙元濟『行政救済
—日・韓の制度と現状』
(信山社、2003)全598頁



大韓民国 憲法裁判所



韓国憲法裁トップに「超進歩的女性」

【ソウル】市川速水韓国の盧武鉉大統領は16日、次期憲法裁判所長に全孝淑・同判事(55)の写真、東亜日報提供の昇格を内定した。憲法裁のトップに女性が座るのは初めて。全氏は、反権力・市民側に立った判断を次々と出す「超進歩的判事」として知られ、弁護士出身の盧大統領とは司法試験合格同期。司法変革への期待と、「盧武鉉流えり好み人事」との反発が交錯している。

盧大統領の「同期」

憲法裁判所は、主に憲法の基本権を侵害されたかどうかを判断する。韓国メディアによると全氏は地裁判事時代の98年、銀行の経営責任を追及した株主訴訟で高額の賠償を認め、一躍、有名に。03年に憲法裁判事に就任した後、盧政権が進めようとした首都移転特別法が違憲とされた決定で唯一、合憲意見を出した。

弁護士協会は「政治的紛争や国民の疑心を招く余地がある」と反対を表明し、保守系メディアも「同期を偏重した人事」と大統領を批判。一方聯合ニュースは「憲法裁の保守的なイメージが期待できる」と評価している。

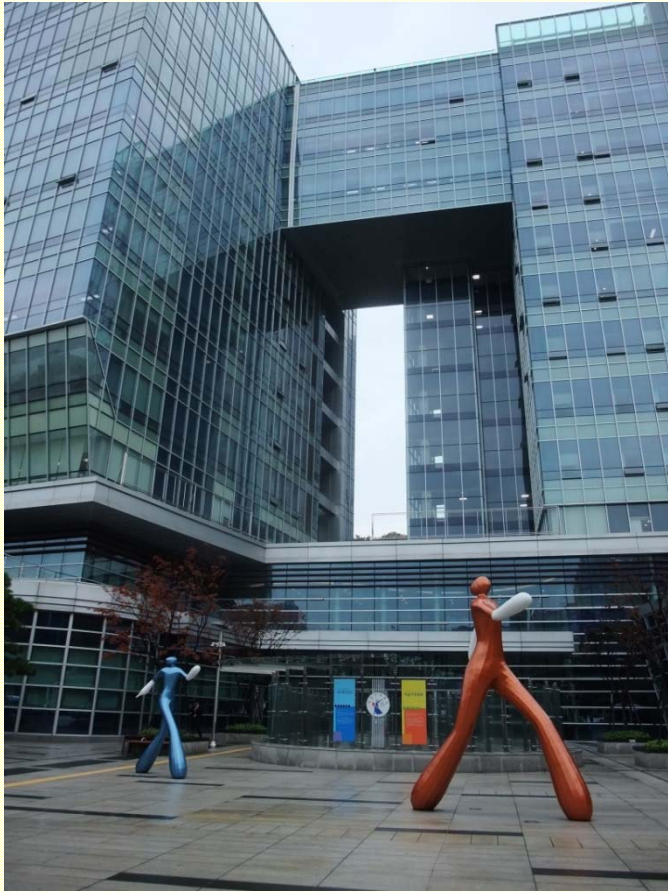


朝日新聞 2006年8月17日 朝刊



オレンジがソウル行政裁判所 緑がソウル家庭裁判所 外国人専用カウンターも



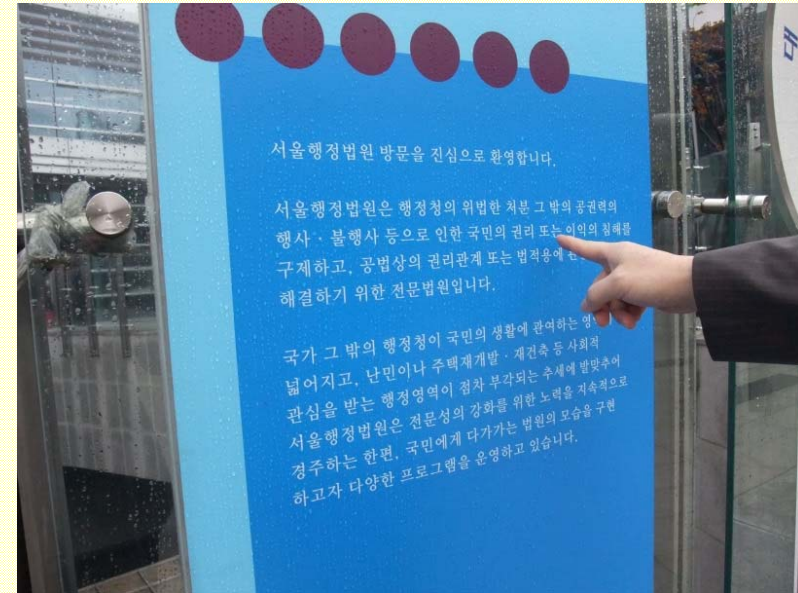


ソウル地方行政法院とソウル家庭裁判所



道路沿いに目立つように





ソウル行政法院への訪問を心より歓迎します。

ソウル行政法院は、行政庁の違法な処分、その他の公権力の行使・不行使等による国民の権利または利益の侵害を救済し、公法上の権利関係または法の適用に関する紛争を解決するための専門法院です。

〔仮訳〕

国その他の行政庁が国民の生活に関与する領域の拡大にあわせ、難民や住宅再開発、再建築など社会的関心を集める行政領域が急速に広がる状況の中で、ソウル行政法院は、専門性を強化する努力を継続するとともに、国民に身近な法院の姿を示すことができるよう様々なプログラムに取り組んでいます。



ソウル地方行政法院とソウル家庭裁判所合同庁舎の中庭にある像
前後から、あるいは、左右のどちらから見ても、前を向く人の姿に見える

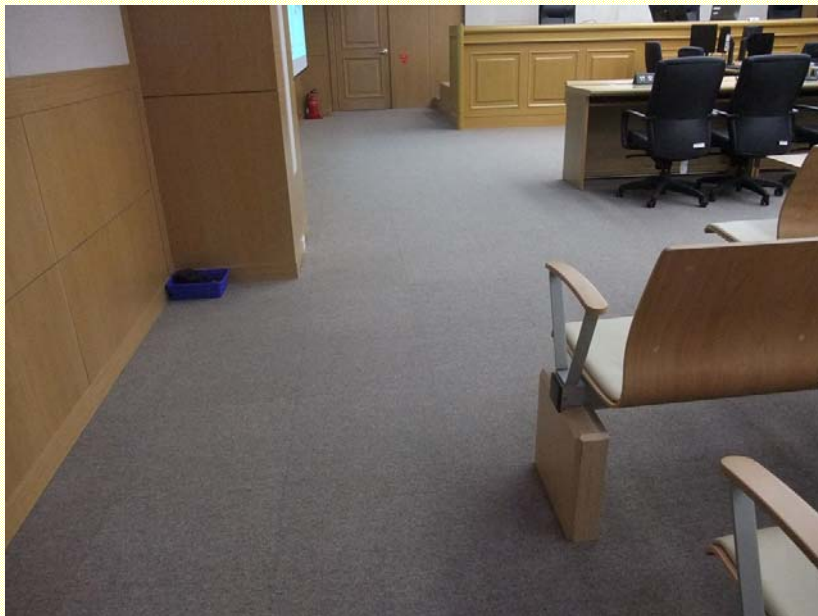
裁判所事務室の全職員の配置と
写真(多分、肩書きも書いてある
だろう)





裁判は、当事者と裁判官の法的対話





長時間の「口頭弁論」用の
の(隠し?)スリッパ

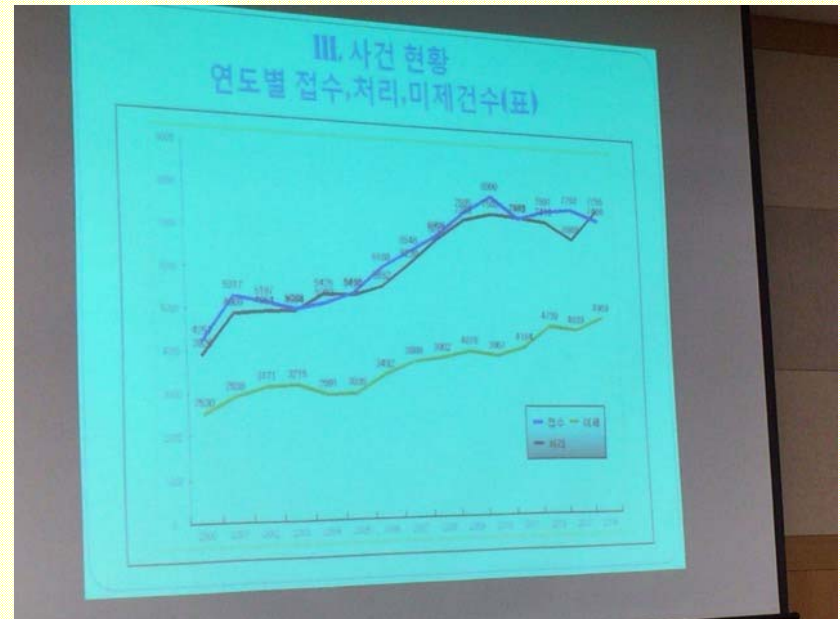
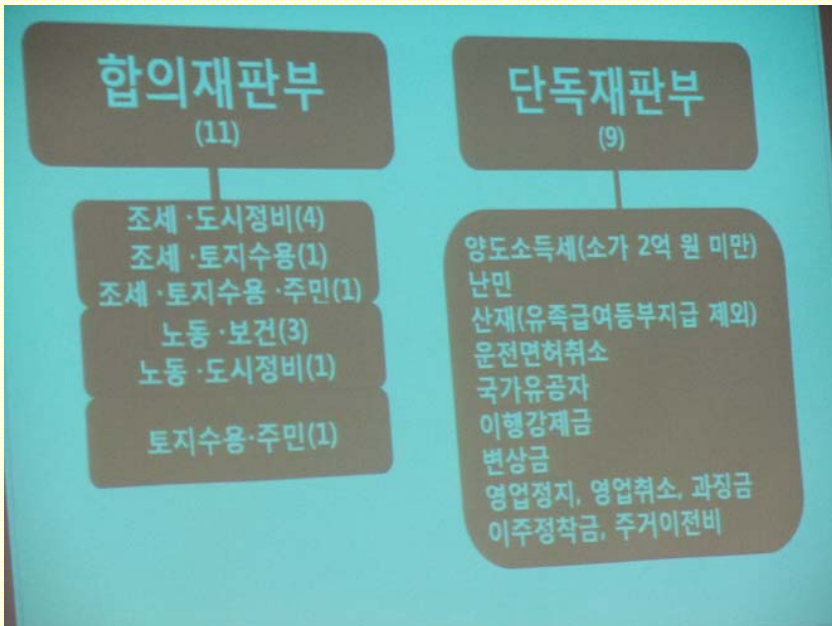
消臭・除湿用(?)の木炭



裁判長席から上映操作をして説明



裁判件数などの増加?



발간등록번호
32-9740029-000832-01

障害者司法支援のための ガイドライン



『障害者司法支援のためのガイド
ブック』(日本語版)
(2015年9月発刊。全143頁)
韓国の裁判所(法院行政処)発行

執筆者

責任者： 地裁部長判事

その他の執筆者：

8名が判事、3名が法院事務局(行
政処)司法支援審議官

目次、序論のほか、障害者司法
支援に関する法的根拠が憲法より
始まって、民訴法、刑訴法、「障害
者差別禁止法」、その他の法令ま
であり、各司法手続ごとの司法支
援策が詳細に書いてある。

ソウル地方行政法院にて、
2015年10月入手



ソウル地方行政法院
外国人専用受付窓口

ソウル家庭裁判所
(同一庁舎内)

各種書式



裁判長は、書記官たちとピース！



裁判長室



裁判長室の隣室に陪席裁判官室

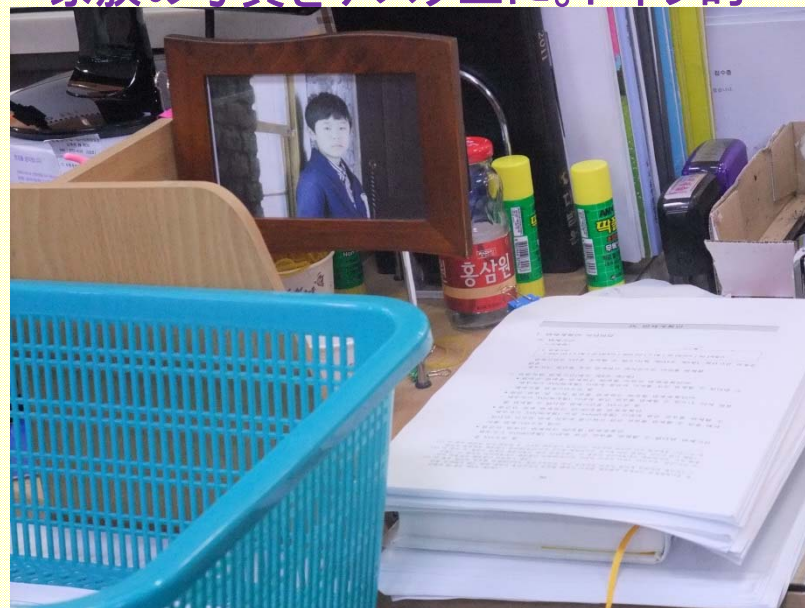




受付前には、多数の行政訴訟の書式
自分で訴状を埋めている市民



7割程度の訴状は電子提出。紙の訴状は、受
付と同時にスキャンしてPDFに
家族の写真をデスク上に。ドイツ的



韓国の通常裁判所 (釜山・ブサン)



法廷は、両当事者が裁判官と対面型(2005年頃?)



世界の裁判官の世間は？

国際的視野・見識をもつ
裁判所・裁判官の必要性

日本裁判官協会

最高裁事務総局は、こう言う
AJJ (Association of Japanese Judges)

しかし、

国際裁判官協会本部の参加団体リストには、
<http://www.iaj-uim.org/member-associations/>

JAPAN (Nihon Saibankan Kyokai)

となっている

ただし、別のページにはAJJも見つかった！

日本の裁判官の国際的活動は？

外国の裁判官の活動は、「国際裁判官協会(連盟)」のウェブサイトや各国の裁判官団体のウェブサイトで見られる

2016年1月現在、84の国・地域の裁判官団体が加盟

韓国や台湾の最高裁判所(大法院・司法院)のウェブサイトでも、裁判官の国際交流や国際派遣・活動は活発に報道されている



Allgemeine Informationen
Bayer. Verwaltungsgerichtshof
Wir über uns
Zuständigkeit
Geschäftsverteilungsplan
Entscheidungsanforderungen
Presse- und Öffentlichkeitsarbeit
Impressum
VG Ansbach
VG Augsburg
VG Bayreuth
VG München
VG Regensburg
VG Würzburg

Bayerischer Verwaltungsgerichtshof

Präsident	Stephan Kersten
Vizepräsident	Dr. Erwin Allesch
Geschäftsleiterin	Claudia Horschmann
Pressestelle	Dr. Klaus Löffelbein Tel.: 089/2130-227 Martin Scholtysik Tel.: 089/2130-284 E-Mail: presse@vgh.bayern.de



Postanschrift	Postfach 34 01 48 80098 München
Hausanschrift	Ludwigstraße 23 80539 München
Außenstelle	Montgelasplatz 1 91522 Ansbach
Telefon	089/2130-0
Fax	089/2130-320
E-Mail	poststelle@vgh.bayern.de

Bitte beachten Der Versand per E-Mail ist nicht geeignet, um dem Gericht rechtswirksam Erklärungen, Schriftsätze, Rechtsmittel usw. zukommen zu lassen. Bitte senden Sie uns daher derartige Post ausschließlich schriftlich oder per Telefax zu.
Beim Bayerischen Verwaltungsgerichtshof besteht bis auf wenige Ausnahmen [Vertretungszwang](#)

Verkehrsbindung Das Gericht befindet sich an der Ludwigstraße stadtauswärts auf der linken Seite. Mit öffentlichen Verkehrsmitteln ist der VGH mit der U3 und der U8 (Haltestelle Universität), sowie der Buslinie 154 sehr gut erreichbar ([Münchner Verkehrs- und Tarifverbund](#)).
Nur in dringenden Fällen (für Schwerbehinderte oder bei sehr umfangreichem Aktenmaterial) stehen nach Voranmeldung einzelne Kfz-Stellplätze zur Verfügung.
Zur Straßenanbindung siehe: [Lageplan](#)

Parteiverkehr Montag - Donnerstag: 08:00 - 18:00 Uhr sowie Freitag: 08:00 - 14:00 Uhr

Erreichbarkeit außerhalb der Dienstzeit Nachtbriefkästen (zur Fristwahrung) befinden sich in München neben dem südlichen Eingang der Ludwigstraße 23 und in Ansbach im Bereich des Haupteingangs.
In besonders dringenden Fällen (nicht zur Fristwahrung) ist das Gericht über die Einsatzzentrale des Polizeipräsidiums München, Ettstraße 2, 80333 München, Tel. 089/29100 zu erreichen.

ドイツ・バイエルン州 上級行政裁判所 トップページ

外国では裁判所の幹部職員・電話・ファクス・電子メールIDの掲載は、今では、当たり前のこと。日本では、連絡は非常に困難。ファクスも電子メールも無理



Allgemeine Informationen

Bayer. Verwaltungsgerichtshof

Wir über uns

Zuständigkeit

Geschäftsverteilungsplan

Entscheidungsanforderungen

Presse- und Öffentlichkeitsarbeit

Terminvorschau

Pressemitteilungen

Entscheidungsdatenbank

Impressum

VG Ansbach

VG Augsburg

VG Bayreuth

VG München

VG Regensburg

VG Würzburg

Presse- und Öffentlichkeitsarbeit

[Terminvorschau](#)

[Pressemitteilungen](#)

[Entscheidungsdatenbank](#)

[Fotos für Medienberichterstatler](#)

Die Pressestelle informiert über die Arbeit des Bayerischen Verwaltungsgerichtshofs und erteilt Auskünfte über anhängige oder anhängig gewesene Verfahren.



Richter am VGH Dr. Klaus Löffelbein
Telefon: 089/2130-227
Fax: 089/2130-315



Regierungsrat Martin Scholtysik
Telefon: 089/2130-264
Fax: 089/2130-464

E-Mail: presse@vgh.bayern.de

Bitte beachten Sie, dass diese E-Mail-Adresse und Telefonnummern nur für Presseanfragen bestimmt sind.

ドイツ・バイエルン州・上級行政裁判所 報道担当裁判官(左)、事務長(右) 電話、ファクス、電子メール・アドレス付き



1987年 ドイツ裁判官連盟 総会

(世界各国から裁判官ゲスト)

なぜか、木佐が
日本代表



ドイツ裁判官連盟議長
(高裁判事・医療専門部)



国際裁判官協会・会長
(当時・アイルランド)



International Association of Judges 国際裁判官協会

Member Associations

LIST OF THE **84** NATIONAL ASSOCIATIONS OR REPRESENTATIVE GROUPS

MEMBERS OF THE INTERNATIONAL ASSOCIATION OF JUDGES IN **2015/2016**

正式加盟団体名

- ITALY (Associazione Nazionale Magistrati)
- IVORY COAST (Union Nationale des Magistrats de Côte d'Ivoire)
- JAPAN (Nihon Saibankan Kyokai)
- KAZAKHSTAN (Union of Judges of the Republic of Kazakhstan)

ここでは、NSK (Nihon Saibankan Kyokai)

アナロ・グループ(注: アナログ・グループではない)

ここでは、AJJ (Association of Japanese Judges)

The screenshot shows the website of the International Association of Judges. The main content area is titled "ANA GROUP – MEMBER ASSOCIATIONS" and lists "LIST OF THE COUNTRIES BELONGING TO THE ANAO REGIONAL GROUP". The list includes 11 countries, with "JAPAN (Association of Japanese Judges)" highlighted in red. The website also features a navigation menu, a search bar, and a "LAST NEWS" section on the right.

Country	Association Name
1. AUSTRALIA	(the Australian section of the International Association of Judges)
2. BERMUDA	(Judges of Bermuda)
3. CANADA	(Canadian Superior Courts Judges Association)
4. IRAQ	(Association of the Iraqi Judiciary)
5. JAPAN	(Association of Japanese Judges)
6. KAZAKHSTAN	(Union of Judges of the Republic of Kazakhstan)
7. MEXICO	(Comision Nacional Tribunales Sup. de Justicia de los Estados Unidos Mexicano, Conatrib)
8. MONGOLIA	(Mongolian Judges Association)
9. PUERTO RICO	(Asociacion Puertorriquena de la Judicatura)
10. REP OF CHINA – Taiwan	(Judges Association of R.O.C.)
11. USA	(Federal Judges Association)

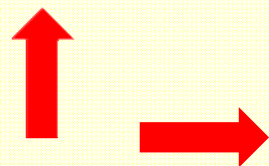


Barcelona 2015



Foz do Iguaçu 2014

2014年総会 フォス・ド・イグアス
ブラジルで、パラグアイ、アルゼンチンとの国境の町



国際裁判官協会(連盟)
2015年総会 バルセロナ

International Association of Judges

日本人の裁判官がいる？



日本人の裁判官、見つかりますか？



第58回 国際裁判官協会 年次総会(2015年・バルセロナ)全員集合！



東アジア各国は、
最高裁判事らも
理事。日本側は
大学研究者のみ
が理事

善し悪しは別として、
東アジア各国は、ア
トラクション付き。日本
開催の場合は、研究
者が基本的に動くの
で、接待は難しい。予
算もない。





ソウル大・行政法・崔教授 台湾・司
法院・副院長・城仲漢教授



東アジア行政法学会・総会や懇親会



1989年 ドイツ行政裁判官大会

ドイツ・ニーダーザクセン州
ブラウンシュヴァイク市で開催

参加者1,000人。公開シンポ、
総会では市民も発言可



1989年 ドイツ行政裁判官大会

DOKUMENTATION
zum 9. Deutschen
Verwaltungsrichtertag
1989

Herausgegeben vom
Bund Deutscher Verwaltungsrichter

 BOORBERG

世界各国から裁
判官(団体)を招
待

5月の大会の記
録を秋には発刊
ISBNあり

← 全289頁

もっとも遠来の
ゲストとして木
佐の紹介

Eröffnungsansprache

Die in Braunschweig so zahlreich vertretenen Bundesanstalten, Verwaltungen, Institutionen der Wirtschaft haben unser Vorhaben, den 9. Verwaltungsrichtertag hier durchzuführen, sehr erleichtert. Sie alle, die Sie diese Einrichtungen vertreten, begrüße ich herzlich und darf besonders den Regierungspräsidenten von Braunschweig, Herr Niemann, begrüßen, zugleich für die so zahlreichen Teilnehmer aus den Verwaltungen und Behörden sowie den Präsidenten des Luftfahrtbundesamtes, Herrn Koplin, und den Präsidenten der Physikalisch-technischen Bundesanstalt, Herrn Professor Kind.

Mit besonderer Freude stelle ich fest, daß zahlreiche Damen und Herren von der Presse, dem Rundfunk und dem Fernsehen unter uns weilen. Die Verwaltungsrechtspflege ist nicht nur hier, sondern vor allem im gerichtlichen Alltag auf Ihr Interesse und Ihre kritische Begleitung angewiesen, sollen unsere Anliegen und gerichtlichen Entscheidungen verstanden werden. Ich begrüße Sie herzlich und danke Ihnen für Ihr Kommen.

In den letzten Jahren wurde der Verwaltungsrichtertag zunehmend auch ein Forum des Gedankenaustauschs über die Grenzen hinweg. Mehr als je zuvor gilt es, Gemeinsamkeiten zu sehen und wieder zu entdecken und nicht Unterschiedliches zu betonen. Zum ersten Mal nehmen am Verwaltungsrichtertag Vertreter osteuropäischer Staaten teil. Wir würdigen dieses herausragende Ereignis und begrüßen mit großer Freude den Präsidenten des Obersten Gerichtshofs der Tschechoslowakei, Herrn Dozent Dr. Ondřej, und den Präsidenten des polnischen Hauptverwaltungsgerichtshofs in Warschau, Herrn Professor Zieliński. Mit Ihnen begrüßen wir die Teilnehmer aus Frankreich, den Niederlanden, aus Österreich und unsere Freunde aus Italien. Ihnen allen danken wir für die Bereitschaft, uns eine Darstellung des Problems des grenzüberschreitenden Umweltschutzes aus der Sicht des Rechts Ihres Heimatlandes zu geben. Einen ausländischen Teilnehmer möchte ich noch ausdrücklich nennen. Es dürfte kein anderer eine weitere Reise getan haben. Herzlich willkommen heiße ich Herrn Professor Kisa, ordentlicher Professor der Rechte an der Universität Sapporo in Hokkaido in Japan. Ich freue mich, Herr Professor, über die Vertiefung der seit längerem bestehenden Kontakte.

Die Arbeit des Verwaltungsrichtertages liegt vor allem in den Händen der Referenten, Moderatoren und Schriftführer. Sie alle begrüße ich herzlich und danke Ihnen für Ihre Unterstützung und Ihr Engagement, ohne das ein solcher Verwaltungsrichtertag nicht möglich wäre.

Sie werden dafür Verständnis haben, daß ich nicht allen Arbeitskreisen Bemerkungen zu unseren Erwartungen und zur Bedeutung der Themen für die Gerichtsbarkeit und die betroffenen Kreise vorausschicken kann. Aber ich möchte doch herausstellen, daß wir mit den Beratungen des Arbeitskreises IV große Erwartungen verbinden. In diesem Arbeitskreis wird der Präsident des Verwaltungsgerichts Gelsenkirchen, Herr Professor Schnellenbach, den ich herzlich hier begrüßen möchte, zum Thema „Personalpolitik in der Justiz“ referieren und damit zu einem Thema sprechen, das von kaum zu überschätzender Bedeutung ist für die Justiz. Wir

KKD 行政

法教育との関係



勘(K)と経験(K)と度胸(D)
による行政

これは、木佐からすれば、「法治主義」行政ではないという
意味で、批判の対象であったが、今では、このような職員も
少なくなったのではないか。



九大・箱崎地区において、
良かったこと！



九大で良かったこと 平日に配達してくれる 350円の弁当





全部、350円





定年直前：
2016年2月19日(金) の 350円 弁当

情報公開、「まちづくり」なども含めて、住民が積極的な活動をしてできることは数多いが、本当は、長期的な視野に立って、「**官僚制改革**」(自治体も地方六団体も各種協議会などの人事も)、**法教育・政治教育**の見直し、事務総局の解体も含めた新しい「**司法改革**」の道しかないのではないか？

ご覧いただき
ありがとうございました！